

平成22年第1回太良町議会（定例会第1回）会議録（第2日）						
招集年月日	平成22年3月8日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成22年3月10日 9時31分			議長	坂口久信
	散会	平成22年3月10日 14時06分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 巖	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	11番	下平 力人	12番	木下 繁義	1番	所賀 廣
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 寺田 恵子		(書記) 針長 俊英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	農林水産課長	佐藤 慎一		
	副町長	永淵 孝幸	税務課長	江口 司		
	教育長	陣内 碩泰	建設課長	川崎 義秋		
	総務課長	岡 靖則	会計管理者	坂本 豊		
	企画商工課長	桑原 達彦	農業委員会事務局長	藤木 修		
	財政課長	大串 君義	学校教育課長	川瀬 勝芳		
	町民福祉課長	新宮 善一郎	社会教育課長	高田 由夫		
	健康増進課長	松本 太	太良病院事務長	毎原 哲也		
環境水道課長	土井 秀文					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成22年3月10日（水）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 一般質問

平成22年太良町議会3月定例会一般質問通告書

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	10番 山口光章	<p>1. 新設されている町営火葬場について 常任委員会において造成中を見学したが、近辺では見られないぐらいの火葬場が出来上がると、そのように予想される。太良町にしても大きな財産だと思う。将来的にどのような火葬場になるのか楽しみでもある。そこで、次の点をお尋ねする。</p> <p>(1) 今現在の進捗状況はどうであるか。そして今後の計画は。</p> <p>(2) 建築の場合は、町内業者の入札を行うのか。</p> <p>(3) 当初計画が変更になったという事情はないか。</p> <p>(4) 近場には火葬場がないが、その利用度は、利用範囲としてどれぐらいの利用度を目指しておられるのか。</p> <p>(5) 火葬料金などの見直しの計画はどのようなものか。</p>	町 長
2	5番 牟田則雄	<p>1. 町の行政について</p> <p>(1) 議会で議決された案件についての見解について。</p> <p>(2) 浄化槽等町が管理している公共施設の状況について（業者に対する指導等含む）。</p> <p>(3) 法定外公共物占用条例について。</p>	町 長
3	2番 山口 嚴	<p>1. 荒廃地対策について</p> <p>(1) 耕作放棄地の対応について。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
3	2番 山口 厳	(2) 農地法の改正にともなう農業委員会の 荒廃地対策への取り組みについて。	町 長
		2. 柑きつ経営農家の救済について (1) 資金融資について (2) 柑きつ農家以外の救済について（漁業 者も含む）。	町 長
4	6番 川下 武則	1. 太良町の障害者福祉施策の内容とその取 り組みについて 太良町では障害者の方へのいろんな福祉 事業を展開されていると思うが、どうい う経緯で事業を計画し、実施されている か。	町 長
		2. 太良町が今後進む方向性について (1) 町長就任以来早3年、平成22年度は1 期4年の最後の締めくくりの年になる と思うが、町長の考えを聞かせてもら いたい。 (2) この3年間の町政に対し、町長自身 は何点の点数をつけるか。 (3) 今後の太良町発展をどのように考 えておられるか。	町 長
5	3番 平古場 公子	1. 女性特有のがん検診事業について (1) 「女性特有のがん検診」事業の受診状 況について。 (2) 子宮頸がん予防ワクチンについて。 (3) がん費用の助成について。	町 長
		2. 男女共同参画について (1) 太良町の男女共同参画の基本方針につ いて。 (2) 県内で最下位に等しいほど、男女共 同参画についての認識がうすいと思わ れるが、今後どのように推進される のか。	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
5	3番 平古場 公 子	(3) 男女共同参画は、子どもたちの教育の部門でも必要だと思うが、現在の学校での取り組みは。	町 長

午前9時31分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事を、お手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 一般質問

○議長（坂口久信君）

日程第1. 一般質問に入ります。

今回の一般質問通告者は5名であります。通告順に従い、順次質問を許可します。

1番通告者山口光章君、質問を許可します。

○10番（山口光章君）

おはようございます。議長の許可を得ましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、町営の火葬場の建設とその後の運営と対応についてであります。次の5点について質問をいたします。町民の皆様にはわかりやすく丁寧に説明がてらお願いいたします。

質問の1点目は、今現在の火葬場の進捗状況はどうであるか。そして今後の計画、完成予定など運営の予定、稼働する時期、そういったことをお尋ねいたします。

2点目は、今度、今、造成かれこれ水回り、いろいろな工事がやっておられますけれども、施設といいますか、建築の場合、それがやはり町の業者優先というような形を以前から皆さん考えております。町の事業所にある程度の潤いがない限りは、やはり町としても何となく寂しい気がいたしますので、町業者の入札をどのようなシステムで行っていくのか、そこら辺をお尋ねいたします。

また3点目、当初計画が変更になったという事情はないかということですね。例えば、ペットの火葬など、いろいろな面が取り入れられておるとは思いますけれども、その中で変更の部分が幾分あるかどうか、そこら辺をお尋ねいたします。

4点目には、すばらしい火葬場が今回建設される予定でございます。それはもう近隣にな

いような火葬場で、話題になると思います。近隣には武雄しか火葬場がないわけですね。あとは小長井とか湯江のほうですか、あるわけですが、その利用度ですね。実際幅広く利用の範囲をどれぐらい目指しておられるのかということですね。要するに、莫大な金をかけての火葬場建設でありますので、実際近隣の方々、例えば、鹿島市、飯田、七浦、浜、そういったところからのやはり——集客と言ったらおかしいんですけども、利用される方々の、これは公共施設ですから宣伝というふうなわけにはいきませんが、こういったつながりを持って、この太良町の火葬場を利用していただけるかというようなことが問題となってきたらと思いますので、そこら辺をお尋ねいたします。

そして最後の5点目ですが、火葬料金などの見直しの計画はどのようなものかということですね。武雄が7千円、そして太良の場合は5千円、太良の町外の場合は25千円、武雄の市外の場合は35千円となっておりますが、そういった面で、財政厳しい中での運営ですので、どのような料金の制度が設けられるのか。もう実際、来年の稼働となっておりますが、実際もうそろそろそういった面では検討をしていくべきではないかと思っておりますが、この5点について質問をいたします。

以上です。

○町長（岩島正昭君）

山口議員の新設されている町営火葬場についてお答えいたします。

1点目の今現在の進捗状況についてでございますが、進捗状況といたしましては、建物の実施設計が完了しまして、現在行っております用地造成工事は2月末現在での進捗状況が80.5%で、今年度中に完了する予定となっております。今年度中といいますのは3月31日までということですね。また、今後の計画といたしましては、平成22年度当初をめぐり本体工事等の入札を行い、平成22年度中の完成、火葬場の供用開始を23年4月に予定いたしております。

2点目の建築の場合は、町内業者の入札を行うのかについてでございますが、新火葬場の建設工事につきましては、新年度予算を議決いただいた後に、どのような方法で入札を行ったほうがいいのか検討したいと思っております。また、できるだけ町内業者が工事等に加わることができるよう考慮していきたいと考えております。

3点目の当初計画は変更になったという事情はないかということでございますが、用地造成工事での大幅な変更はあっておりません。

4点目の近場に火葬場がないが、その利用度は利用範囲としてどれぐらいの利用度を目指しておられるのかについてでございますが、現在、死亡者が多く町の火葬場を利用できないときは、杵藤葬祭公園にお願いし、逆に杵藤葬祭公園の利用が多いときには太良町でも受け入れるようにしております。新火葬場になったからといって、極端に他市町村からの利用が増加するとは見込んでおりません。今後の利用度を考えると、太良町出身の方で、町外にお

られる方でも最後は太良町の火葬場でと希望される方もおられるかもしれませんので、幅広く多くの方に利用していただくためにも前向きに検討を考えております。

5点目の火葬料金の見直しの計画はどのようなものかについてでございますが、現在、火葬場の使用料は、町内居住者5千円、町外25千円の区分で利用していただいております。新火葬場になれば、今回ペットの火葬計画もございますので、現在の使用料金も同時に見直しが必要と考えておりますので、検討委員会等で相談しながら改善に向けて改正していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

この1点目ですけど、担当課長にもお話をしたことがありますけれども、あるとき火葬場で墓祖にお参りに来られた方が、こちらの方だとははっきりしておりましたけれども、「ここは一体何ができるんですか」というふうなことを言われるわけですね、聞かれるわけですよ。そしたら、こがんとはわかっとうらうだと思いつつ、「ここ火葬場がでくっどですよ」と、「ああ、そがんですか」というふうなことで、ある程度はわかっているけれども、ある程度は浸透していないというふうなことがあったので、そこら辺を、その進捗状況かれこれを十分お聞きしたいと、そのように思ったわけでございます。

先日、火葬場の検討委員会が十七、八名現場に来られて、いろいろな視察、見学をなさっていたと思います。

その中で、でき上がり次第、いろんな方法がとられると思いますけれども、その検討委員会からの中で、いろいろな注文、要望が出てきたと、そのようなことをお聞きしておりますけれども、それはどういったことでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

議員言われるように、先日2月ですけども、検討委員会の方が現場の視察を行われました。現場の中、あと現場終わりました、また役場のほうに戻ってきまして、会議室等を利用して話し合いを行いました。その中でもちょっと出ましたのが、地元の杉谷・栄町地区の代表の方が検討委員会におられますけれども、一番最初から、両地区からはなるべく景観のいいものをとということで要望がございました。

それで、杉谷地区の方については、まずつくってみてから、あとまたいろいろ注文は出るかと思うけどということでお話をしてもらいましたし、栄町の方のほうも、朝日組の地区の方が、火葬場というような雰囲気ではわからないようなことをということを要望されております。

今回、検討委員の方にも見てもらいましたけれども、建物の敷地からすれば、有明海も見えますけれども、地区のほうも見えるということで、何らかの方法でそういったことが、自

分たちの要望がかなうようにということで、手だてをしてくれろということで要望を受けております。

それで、一応私たちのほうも計画も進んでおりますので、全施設でき上がってからでも対応できる分は対応したいということで、お話は検討委員会の中でもさせてもらっているような状況でございます。

以上です。

○10番（山口光章君）

杉谷は別として、栄町のほうからそういうふうな意見が出たというようなことでございませうけれども、担当課長が言いますように、一応完成してから十分考慮してもいいんじゃないかと、そのように私も考えます。

ちょっと推測で、こうなった場合はどがんやろうか、こがんやろうかと、今さら言おうで思うたら、要するにつくる側としても大変なことだと思うわけですよ。そこら辺は十分わかっておりますけれども、なるべくそういった要望に近い状態に、完成後にいろんな検討をしていただきたいと、そのように思うわけでございます。

それを言いよったら、栄町地区が恥ずかしい話、そういう話をやっているということは、杉谷地区もそれこそ、もっとでん言いたかことのあつとやなかろうかと私は思うわけですよ。それをやはり町のために、自分たちのためにそういうふうな火葬場を完成させるがために協力をしていただいた、了解をしていただいたということが無意味になるわけですからね。だからちょっと、私、栄町としてもちょっとわがままじゃないかなと、そのようにも感じるわけでございます。

それから、この2番目の建築の場合は、町内業者の入札を行うのかというようなことですね。これは先ほど申しましたように、地元業者優先、地元業者優先というような形を持って考え方をしてまいりました。

今建設課長にお伺いいたしますけれども、太良の建設業者、これ級外まで入れて何件ぐらいありますか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

特A、A級、B級、それにC級、級外まで入れて15社だったとっております。

○10番（山口光章君）

これ、この町内業者の入札というか、町内業者を使うことによって雇用問題に十分関係があるんですよ。この建設業者は18社、16か十七、八あると思いますけれども、延べ雇用人数は大体どれぐらいですか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

ちょっと済みませんが、その資料を今持ち合わせておりませんし、今わかりません。後で議員のほうに報告させてもらってよろしいでしょうか。

○10番（山口光章君）

私が申し上げたいのは、要するに第1次産業がこの低迷の中で、仕事を失った人、ミカンづくりさんたちの仕事を失った人とか、あるいは大工さん、左官さん、この不景気の中で、そういうふうな建設業の仕事に従事する方が非常にふえました。だから、いろいろな企業はありますけれども、この建設業という場所は、雇用に非常に適しているわけですよ。本当にありがたくありがたく感じながら実際働いておられます。これは建設業者の、ここに川武さんもおられますけれども、実際、それは大人数だと思いますよ、いろいろね。男の仕事をする場所がないというふうなことで、だから私は、この町内業者優先のあれをしていただきたい。そしてそれが非常に雇用に関連するのではないかというようなことで期待をしているわけでございます。

次に、今度4点目ですね。近場には火葬場がないと。これは冬でも雪の日でも、鹿島市内の方々とか、その近辺の方々は何藤の武雄まで行かれると、大変不自由なことだと思います。しかし、この平地に、太良町に火葬場ができるということは、恐らく近隣の市町の方々は大変助かると思うわけですよ。だから、それをどういった方向に持っていきながら、その利用度を高めるか、そこら辺の考え方は何かございませんか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

先ほどの町長答弁の中でもありましたけれども、極端に数がふえるということは、まず私たちではちょっと見込める数ではありませんけれども、今議員言われるように、なるべく多くの方、近隣ですね。長崎県の小長井町、鹿島のほう、利用いただければ受け入れられるような状況をつくっていきたいとは考えております。

それで、検討委員会でも幾らか話は出ましたけれども、新しくきれいな火葬場になれば利用者がふえるんじゃないかというようなことも出ておりますので、そういったところも含めて、次回の検討委員会等でも話を進めて、どういった利用方法をしていただくかということも考えていきたいと考えております。

以上です。

○10番（山口光章君）

この宣伝ということはなかなかできないと思うわけですが、行政同士でのいろんな話とかなんとかは町長できないものでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

そこら付近はできると思います。

せんだって、先週やったですか、鹿島市の方が太良町のJA斎場で葬儀を挙げておられま

したけれども、そこら付近も、ひぜん、JA等も、もし武雄地区の斎場等が満杯にしておる場合は太良のほうでという、そこら辺の横の連絡はとっていきたいと思います。

○10番（山口光章君）

ちょっともとに戻って、3番目の変更になったという事情はないかというようなことでございますけれども、ペット火葬を今回取り入れるというようなことでございますけれども、このちょっとした説明をお願いしたいんですけど、どういった形に持っていかれるのか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

ペットの計画も今回入っております、近年ペットブームといいますが、かなりの方でペットを——私たちがペットと考えておりますのは、犬、猫をまず対象としております。それで、中には県内、県外、そういったペットの火葬をやっておられるようなところをお願いしているというようなお話も聞きまして、距離がかなり、近場では武雄ですかね、武雄・佐賀方面、鳥栖方面ぐらいまであるとは聞いておりますけれども、町内でもかなりそういったペットブームになって、ペットのほうをやっぱり火葬をしたいと。自分のところで山とか持っておられれば埋葬もできましようけど、できない場合のこともありまして、今回ペットを火葬するというので計画に入れております。

以上です。

○10番（山口光章君）

10年後、20年後には子供の数よりもペットの数が多くなると、そういうふうな時代になりつつあるわけですね。そういった中で、料金のほうはわかりませんが、どういった基準でペット火葬の料金は決められるわけですかね。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

料金につきましては、私たちもまだ全然案を持っておりません。それで、先ほど申しました近場のペットの火葬をやっておられるようなところを参考にしながら、武雄ですと重量別のような感じで料金が段階を分けてとられているようなところもございますので、その辺を参考にさせていただいて料金は決定していきたいと考えております。

以上です。

○10番（山口光章君）

このペットの火葬の場合は、やはり役場を通して、そういった道を踏んでするわけですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今人体については町民福祉課のほうで受付をしていただきまして、私たちのほうに連絡が来るような形になっております。その辺の手続は、もう担当課が環境ですので、環境のほう

に連絡をしてもらるか、直接火葬場のほうに、火葬場のほうも指定管理でしておりますので、従業員がおるとお思いますので、その辺の横の連絡をとりながら、当然受け付けはうちの環境水道課のほうが窓口になるかとは考えております。

以上です。

○10番（山口光章君）

先ほども宣伝はできないというふうなことでございますけれども、この火葬場、大体平均多くて年間120体ぐらいの火葬が行われているわけでございますね。そういった中で、これはもう商売じゃないんですけれども、大体どれぐらいの火葬のあれを目指す——目指すといえますか、それぐらい計画を立てておくと、やはり運営のほうにも非常に影響があると思うんですけれども、どういった考え方を持っておられますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

火葬料金の改定につきましては、先ほど議員からも言われましたように、杵藤広域圏内で7千円というような、そういった料金もございます。

それと、うちのほうが、今区分として町内、町外だけの区分になっております。それで、よそ様の料金体系を見せてもらえれば、幾分か小さく、細かく分けてあります。そういったふうなことも参考にさせていただいて、私たちもどれぐらいの料金の区分をしたほうがいいかということも検討委員会の中にも提案しまして、決定していただきたいと考えております。

以上です。

○町長（岩島正昭君）

今の担当課長が申し上げましたとおりの細分についてという意味は、例えば、手術等で足とか手を切断されたりなんか、そういうふうなことも他市町村ではもう幾らと決めてあるわけですよ、ただ人体の焼却だけじゃなくして。だから、今後についてはそこら付近まで細部について料金を他の市町村を見ながら改正をしていきたいというふうに思っております。

○10番（山口光章君）

火葬場を拝見しますと、今山のほうからずっとフェンスがつくられておりますね。公園化、公園化と言うておりましたけれども、一般的にふだんは立ち入ることができるんですかね、その公園に。要するに、そのような火葬のときだけ門を開いて出入りできるようになるのか、それとも一般的に公園化になったときに、そこを利用することができるのかどうか、お尋ねします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

一応建物と建物の西側のほうになりますけれども、一部公園的には考えております。

議員言われるように、公園として常時利用できるかどうかということですが、一応

門は常時あいているような状況に今後はなると思います。あそこには1名か2名は常時指定管理のほうで置くような話もしてくれておりますので、公園を使いたいと言われれば使えるような状況に、私たちのほうもそういったところを含めて上司のほうとも相談しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○10番（山口光章君）

あそこを拝見しますと、割と広いですよ、1町ぐらいあるんじゃないですかね。

そういった中で、指定管理者制度、その方々が管理をするわけでございますけれども、例にしますと、あそこの健康の森公園、あれも広い土地でございます。

そういった中で管理をするが上に困難ではないかと。今までどおりの料金じゃ済まないのじゃないかと思っておりますけれども、そこら辺の目安はどう考えておられますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

供用開始が23年度ですけれども、その新火葬場になった時点では、現火葬場よりもかなりの規模で大きくなりますので、指定管理協定を結んでおりますけれども、施設等の改善ができましたら、その辺も幾らかは料金というか、契約額が改定を行わなければならないとは考えておりますので、またその時点が来た時点で、また提案などをしたいと考えております。

以上です。

○10番（山口光章君）

最後になります。5点目ですけれども、この火葬料金などの見直しの計画はどのようなものかというふうなことですよね。

実際、太良にできた場合、要するに鹿島市のほうからも利用が高まると思うわけですよ。そして武雄に比べたら10千円違うわけですよ。そういった面で、運営に差し支えないぐらいの低料金といいますかね、そういった方向も考えるべきではないかと私は思うわけですよ。

実をいいますと、こういった話がございまして。

例えば、私の息子が、課長にも一応話をしましたけれども、私の息子が、例えば、高校を卒業してよそに行ったと。住民票は向こうにあると。向こうで若くてお亡くなりになられた。そういった方をこちらに呼んで、こちらの方が例えば、喪主として火葬をされる。そのときに住民票に基づいた金額が5千円と。しかし、これは住民票に基づかないからということで25千円と。これはちょっとあんまりあれじゃないかなと考えるわけですよ。そういった配慮ですね、実際。その死んだ本人からはお金はもらわないんですから。火葬をするのはあくまでも喪主ですから、そこら辺もひとつ新規約といいますか、規約をつくられるときに幾らかでも考えていただきたいと、そのように思うわけですよ。

要するに、例えば、火葬場を新しく新設した場合、いろんなところから、私どもが見学に

行ったように、見学に来られる方々がおられると思います。したときに、やはり太良町独自の、ああ、こういうこともやっておられるのかと、太良はこういうふうなシステムなのかと、珍しがられたり、びっくりされるような太良町独特の火葬場の運営のあり方をつくっていただきたいと、そのように思うわけですよ。だから、ふるさと納税とかなんとかどっからでももらうでしょう。どこからでももらいよるくせに、火葬の場合は住民票に基づいて、住民票に基づいてと、それが一番基本になっていると思いますけれども、そこら辺の配慮をもう少し考えていただきたいと、そのように思うわけですが、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

議員言われるように、今現状では亡くなられた方の住民票の登記ということで対応させていただいております。

それと、町長答弁の中でもありましたように、最後は太良町でというような希望をされる方もおられるかと思えます。そういったことを含めて幅広く多くの方に利用していただきたい。特に議員言われるような太良町出身の方、太良町に関係のある方についてはいろんな方向で提案を申し上げて、検討委員会などでも決定していただき、議員言われるようなことも指導といいますか、こういった案をいただいたということで検討委員会にも話をして、決定していきたいと考えております。

以上です。

○10番（山口光章君）

先ほども申しあげましたように、要するに他県におられたりするような方、住民票に基づいてというようなことじゃなくして、やっぱりそれだけの配慮をしていただければこっちもいいなと思えます。

また検討委員会、またそういうふうな声が出ていないかどうか、私は思うわけですよ、実際ですね。そういったようなことで、町長にもあれしますけれども、そこら辺の火葬料金の見直し、今後いろいろ無理が来ないようなやり方をしていただきたいと思えますけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

まず住所が町外の方ということでございますけれども、例えば、高齢者の方がいる町外の施設においでになる場合は、住所を向こうに持っていかないといけないわけですね。最悪亡くなられた方は、こっちの喪主の方がおられますから、こっちでということで、もう議員おっしゃるとおりに、あくまで喪主の方の住所に沿って料金は設定したいというふうに思っております。当然、他市町だから云々じゃなくして、当然その人たちは太良町で火葬という前

提になると思いますからですね。それと料金につきましては、最低杵藤地区並みにはお願いをしたいと、最低ですね。そこら付近は幾ら上下すっかはわかりませんが、それを基準に改正の決定をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○10番（山口光章君）

それをするにしても、やはり1年を通していろいろな計画を検討されていかれると思います。とにかく規約などにも、他の町村がびっくりするような、ほお、なるほどと思えるような規約づくりに努力していただきたいと、そのように思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（坂口久信君）

2番通告者牟田君、質問を許可します。

○5番（牟田則雄君）

それでは、議長の許可を得ましたので、町の行政について質問をいたします。

まず1点目に、議会で議決された案件についての執行部の見解についてで、2番目、浄化槽等町が管理している公共施設の状況について、これは業者に対する指導等を含みます。そして、3番目に法定外公共物の占用条例についてということでお尋ねしたいと思いますが、2番目と3番目は前回に引き続きですので、よろしく願いいたします。

○町長（岩島正昭君）

牟田議員の町政についての質問に、通告書に沿ってお答えをいたします。

1点目の議会で議決された案件についての見解についてであります。議会の議決は議会の承認であり、議会の承認は住民の承認であるとの考えが民主政治の基本であります。その意味で、議案は議会の議決を受けることで住民の意思となり、その住民の意思を執行するのが我々執行部の仕事であると心得ております。

以上が議決案件についての見解でございます。

2点目の浄化槽等、町が管理している公共施設の状況についてお答えいたします。

現在、町が管理している公共施設のうち、指定管理者への委託を除き、町が直接管理している施設につきましては、各担当課で管理及び契約を行い、いずれも町の許可業者であります太良環境衛生、太良清掃、藤津清掃社にそれぞれ委託をいたしております。

なお、業者への指導ですが、町民の方から苦情等がありましたら、その都度改善等を指導し、また浄化槽法等の関係法令等を遵守するよう指導を行っております。

3点目の法定外公共物占用条例についてお答えいたします。

太良町法定外公共物の管理に関する条例は、地方分権一括法により国有財産であった里道や水路等が財産の所在する市町村へ譲与されたことを受け、法定外公共物の管理に関する必要な事項を定めたものでありまして、平成16年3月29日公布、平成16年4月1日施行であり

ます。

昨年の12月定例議会において、水路等の占用料の額を定める一部改正の議決をいただいているところでございます。

以上でございます。

○5番（牟田則雄君）

1点目ですが、個別のことを書かなかったのは、これはただ現在の副町長とか町長の発言自体そのものはとられたくなかったもので、一般論としてこういうふうな書き方をしたんですが、過去の町長さんたちがある案件について、議論の中で白熱してきたら、それはあなたたちが議会で議決したことじゃないんですかというような発言を何回かされたということを経験から耳にしておいたものですから、それはちょっと違うんじゃないですかと。

それで、今回もこの2件について私が具体的にということでしたので、提案理由を一応説明していただいて、そして、どうしてここで特に私が質問しているのかということを確認していただくためにこのことは質問しているのです。この太良病院を提案されるときは提案理由と、それから温泉ボーリング施設を提案されるときは提案理由をちょっと調べておってくださいということをお願いしておいたんですが、どうですか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

ただいまの牟田議員の御質問の件なんですけれども、その太良病院をつくるというときの具体的な提案というのが、まずその経過がありまして、私が13年に病院のほうに参った直後ぐらいに、議員の全員協議会の中で病院建設をどうするかというお話があって、その中で46床を60床に増床することができたら新築はいいでしょうということで病院の新築に了承が出たと。そういう経過がありまして、病院をつくるに当たっては提案をするのは予算面でその後どんどん提案をしていったということで、その病院自体を1回の議会でこうやってつくりますという議決をいただくということではなくて、そういう前提のもとにこちらのほうが了解を得たということで、まずは用地買収とか、それから基本構想をつくりますとか、そういうのをずっと提案して行って、その議会ごとに議決をいただいているということが今までの流れでございます。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

温泉井の掘削の工事の提案でございますが、平成10年の6月議会において、補正予算案ということで御提案をされているところでございます。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、2つ目について質問をしたいと思います。

太良町で現在管理している浄化槽等の施設は何カ所ありますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

町が直接管理している分については37施設でございます。（「んっ」と呼ぶ者あり）町が管理している直接の施設につきましては37施設でございます。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、その37施設で管理にかかっている経費は幾らになりますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

平成20年度で答弁させていただきます。12,042,600円になっております。

○5番（牟田則雄君）

これは全部入札か、または委託か、それとも一部委託か入札か、そこら辺はどうなっていますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

契約につきましては、各担当課のほうでお願いしております。

それと、うちのほうの3業者、太良環境衛生、太良清掃、藤津清掃、それぞれに委託をお願いしているような状況です。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

そしたらこれは、入札はされずにそのまま委託でしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

各施設につきましては、先ほど申しましたように、各担当課にお任せをしております。

それで、私のところでも2カ所ほど契約をしておりますけれども、見積もり入札というような形をとらせていただいております。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

これは太良町でやっている施設じゃないんですが、光風荘で例を挙げてみますと、入札前、委託のときが大体年間管理費が560千円かかっていたと。入札したところ、380千円で落札されたということが、これは大体68%でできるようになったということですが、そこら辺は担当課としてどう考えておられますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今、牟田議員の質問につきましては、平成21年8月28日の全員協議会の中で木下議員からも質問を受けております。そのことについて、木下議員のほうにはかなりの差があるということで、業者のほうから、その金額についての内容を私たちにもちょっと精査させてくれと

ということで資料を求めておりました。その分についても、木下議員は御存じだと思いますけれども、なるべく早目に調査して、どういったことが原因なのかということも担当課では知っておくようにというようなこともいただいておりますので、8月28日に全協終わりました、その後に2社に、こういったことで議会のほうからも聞かれておるので、私たちのほうにちょっと内部資料として精査させてくれということで資料を求めました。

それで、1社の前回管理をしておりました藤津清掃については、長い時間かからないで、そういうことでしたら提出しますということで出してもらいました。それで、もう1社、後のほうの太良環境ですけれども、再三請求を求めて出してもらいました。1回出してもらいましてちょっと内部的にわからないような点がありましたので、何回となくやりとりをさせてもらいました。その中で一応書類がそろったということで、精査、担当係長がしてくれておりましたけれども、21年の12月7日ですかね、太良環境から組合側に情報が漏れているというようなことを申されまして、私たちにすればどういったことか、ちょっと理由はわかりませんでしたけれども、提出している資料については返してくれということで、精査の途中でしたけれども、お返ししました。それで、そういったことのかかなりの差のある金額についてはちょっと精査できない状況でおりました。

それで、私たちも今そういったことでどういったあれでどう考えているかと言われましても、当然契約するのは業者間のことですので、設置者と業者のことですので、その辺の細部的なことについては今状況を把握していないような状況です。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

あそこはそしたら太良町の施設ですか、どうですか、光風荘は。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

うちの町の施設ではないと考えておりますけれども。

○5番（牟田則雄君）

私は、個人的にどこがするかせんかということで質問しているわけじゃないんですよ。民間が発注された工事落札価格に町が介入するということはどういうことかと思ってちょっとこれは質問しているんですよ。例えば、落札積算の見積もりを出せとかですね。例えば、この間の議会の中で、前々回やったか、耐震強化設備をするときにはどこかの工事がこれよりもっと、予定価格よりも安い45%で落札されたということが説明があったですね。これは68%なんですよ。その耐震強化のときも、こんなに安いなら明細を出しなさいということをやったのかどうか。民間でやっている落札行為に対して、行政がそれにかかわって何でこういう、ぎゃん安くしてでくつとかと。それは太良町の場合は条例があって、リッター160円という規則がありますので、この条例を破って契約がされたということなら行政も介入して

いいと思うんですが、民間のこういう普通の事業に対して、どうして行政がそれに介入して、幾らでどういう見積もりであなたはこれば落札したとかという介入がなされるということがどうしてかというところが、私も小さいながらもそういう仕事をやっておりますので、そういうことは聞いたことがありませんので、どうして太良町はそういうことを今やっているのかということが不思議だったもので質問しているんですよ。そのところはどうか考えられますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

光風荘のことについては、今質問されて、そういった経緯がありましたので、そういったことで私はお答えしたつもりですけれども、光風荘が業者と契約することについて、私たちがいろいろ立ち入るところでは、議員言われますように立ち入る場合にはありませんので、私たちが聞かれたことに対して、高い安いでどう思うかと言われたことで、私はその経過を答弁したような状況でございますけれども、よろしくお願ひします。

○5番（牟田則雄君）

いや、その落札の結局は明細を提出しなさいと要求したわけでしょう。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

先ほど申しました全協で、担当課としてそれは把握していたほうがいいのではないかといいことで言われておりましたので、私たちもただ単に、その差が出ましたでよかったのか、それよりもなるべく中身まで、どういったことでそういった差があるのかということは知りたいと思ひまして、業者の方にお願ひして出してもらいましたけれども、結果は先ほど申しましたとおりです。

○5番（牟田則雄君）

それは民間業者の企業努力の範囲内で、この入札はどこの建設でも建築でも何でもされていると思うんですよ。これは個別に私は太良の業者がどうこうじゃなく、その民間が企業努力でやることに對して、行政がどうしてこれに、ほかの業者からの要請があったにしても、これは行政が立ち入る問題じゃないですね。そこは民間が民間の自分の金で入札させて落札させる問題ですから、これがほかの業者から何であがん安かとかというて行政が言われても、それはわかりませんと、その光風荘がどういう考えでされているのかという答えをすべきであって、明細を出しなさいと要求することは、これは越権行為ですよ、大体ふだんは。そこから辺が指導はどうしているかということを含めて、このことについて質問をしたわけですよ。

それで、これをもし入札でやって、このとおりに70%以下で落札されるということになれば、10,000千円超える、一千二百幾らの経費が全館かかっているということですので、これ

3,000千円以上の、もしこれで落札されたら、3,000千円以上の町の節約になるわけですね。このほかの施設も全部これは入札でやってはどうですか、そういう考えはありませんか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

浄化槽の維持管理につきましては、浄化槽を管理している各課と、対応がばらばらな状態かもわかりませんので、各課と協議をし、上司とも相談をしながら検討して対応していきたいと思えます。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、引き続き竹崎の漁業集落排水のことですが、これははっきりと合特法には含まれないということでもいいわけですか、どうですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

12月議会でも牟田議員からの質問がありまして、私たちも県のほうに問い合わせたところ、そういった結果ということで、12月議会に御報告したとおりでございます。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、3点目の法定外に対しての質問ですが、これはことしの22年になってからいろいろ申請とか契約をされているんですが、これが議会の議決は16年の4月1日施行となっているんですが、この6年おくれた理由は何でしょうか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

管理条例の施行は平成16年4月1日であります。この法定外公共物については、もともと国有財産であり、県のほうでそれまでには占用許可等の手続を行っておりました。16年4月1日にうちの条例が施行されたときには、経過措置にもございますように、それまでに県でなされた許可は町でなされた許可とみなすということがありますので、そういう県で許可された部分については、町の条例の施行日には町のほうで許可をしていたというふうにみなしております。

それと、16年4月1日以降に、昨年12月までに占用許可申請が出ました件数が48件ございます。これについては、町のほうで法定外公共物の占用の許可を出しております。ただ、占用料については、それ以外に許可を受けずに占用されていた方との不公平が生じないようにということで、占用料については免除するというふうなことで、一応町の許可も平成16年4月1日以降、48件の手続を済ませております。調査を平成20年度にいたしまして、その調査結果に基づいて、現在台帳の整理等を申請が出た分について進めております。22年4月1日から占用許可をすると同時に、占用料の徴収も当然すべきところについては徴収したいと

ということで、占用の手続については、16年4月1日以降、申請が出た部分についてはこの条例にのっとりて手続をしていたところでございます。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

いや、この話は前回質問して聞くまでは、これは16年から突然国から来たことかと思っていたんですが、説明の中で、これは13年から16年までの4年間の準備期間があって、多分そうだと思うんですよ。あれだけの太良町の条例までつくって、ここで議決して4月1日からもう施行するという、条例もすべてできているということは、その前に準備期間がなかったらああいうことはできないですね。4年間の準備期間の中で調査等はやって、そして16年の4月1日から施行というのが普通の筋道じゃないかと思って質問しているんですよ。

何かほかにもこういうふうにして、例えば、16年の4月1日施行になっていながら、6年間もそのままやってくるような条例とか法令とかいうごたつが、ほかに例がありますかね、ちょっとお聞きします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

この法定外公共物の譲与につきましては、13年度の竹崎地区、14年度伊福地区、15年度多良地区で、平成16年度が竹崎地区を除く大浦地区と糸岐地区ということで、4カ年にわたって譲与を受けております。一番最後に譲与を受けたのが平成16年度でございますので、17年の3月31日となっております。

この法定外公共物の譲与につきましては、地方分権一括法が平成12年4月1日に施行されたことに伴い、5年以内に国有財産を譲与するというので、これは全国どこでも17年3月31日を最終年度として譲与がされております。市町村によっては、平成13年度から譲与が始まっておりますので、13年度に条例を制定されたり、あるいは14、15、16年度と。一番遅いといえますか、17年の4月1日施行になっているという市町村もあると思っております。

先ほども申し上げましたけど、条例にのっとりて占用許可の申請があった分については、占用の許可の手続をしまして、許可証の発行とかは行っております。その期間については、25年とか、出たときから5年間というふうな期間を設けまして、占用については当分の間免除するというような許可の仕方をしております。

これが何で22年4月1日からになるのかということでございますけど、実際この調査、この法定外公共物が譲与を受けたときの——これは推測でございますけど、里道水路を合わせて約800キロメートルということで、この調査をどういうふうにするのかというようなことで、近隣の市町村の状況を見て検討しておったわけです。それで、平成20年度に調査を行いまして、本年度に手続中ということでございます。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、この調査にかかったコンサルタント会社ですかね、これで大体太良町いっぱいの調査にかかった費用は幾らぐらいかかっているのか。それと、今契約している中で使用料が合計大体どのくらいになっているか、ちょっとお聞きします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えいたします。

調査の費用につきましては、平成20年度に実施しておりますけど、5,677,350円となっております。

使用料につきましては、4社の8件につきまして、これは九電、NTT、それと日本放送協会とか、そういったところにつきましては平成16年度から占用料というのを徴収しております。個人の方については免除という扱いをしておりましたが、今後というか、平成22年度につきましては、今許可証の発行に向けて準備をしておりますけど、占用料についてはまだ把握しておりません。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

いや、これは私も前回からこだわって質問しているのは、これには条例の中ではっきりと使用料、平米幾らとかメートル幾らとかいうごたつとを明記してこれは議決されている案件ですよ。権限ももちろん移譲されたんですが、これは当然義務も発生していると思うんですよ。そして使用料を、もし6年もおくれてやっているということは、6年間執行部は、これは未収金のままで6年間やってきたということになるんですよ。町民にとっては、これはとんでもないことになりますので、そこを引き続き質問しているんですが、これは何回質問しても、議会に提案するときに16年の4月1日から施行するという提案をして、何で6年もおくれるのか、その理由が今の説明ではどうしても町民の方も納得できないと思うんですが、もう少し6年おくれた理由をわかりやすく説明していただけないか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えいたします。

おくれた理由といいますのは、町内全域、先ほど申しましたけど、800キロメートルで何カ所あるのかわからないというような状況でございましたので、調査の方法とか、そういったのを様子というか、近隣の市町を見て調査を、20年度になったということでございます。

それと、占用料については、この条例の第15条第2号に、徴収することが不相当であると認めるときは免除というような条項がございますので、占用の手續をされないで占用物件を設置されている方との不公平が生じないように、一応占用の申請をされた方についても免除としていたところでございます。

○5番（牟田則雄君）

詳しく言えば、それこそ揚げ足取ると言われるかわかりませんが、これそしたら調査にか

かった年数とか月数、それは大体どのくらいかかっていますか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

平成20年度の7月から調査に入りまして、3月で終了しております。大体7カ月から8カ月の工期で調査の委託を終了しております。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、期間が8カ月ぐらい、費用は5,670千円ぐらいでできると、これは6年間何もしなかったという理由にはならんとじゃなかですか。期間が3年も4年もかかったというなら、もちろん6年間おくれたというとの理由のうちにも入るかわかりませんが、期間は8カ月で済み、費用は5,677,350円かで済むという仕事なので、今まで、何回でもくどいように言いますが、6年も——いや、ほかの条例等も、すべての条例、何月何日施行と言われたときには税改正あたりもその日から何でも施行ということは実行するわけでしょうが、そうじゃなかですかね。我々議決するとき、これは何年先に実際されるかわからんようなものを議決せにゃいかんわけですか。そういうことじゃないでしょう。やっぱりはっきりと16年の4月1日から施行するということを提案されたときには、それに基づいてそうですねということでみんな議員は審議して、それに賛成していると思うんですよ。

これは、もう何か普通ないようなことがあっているんで、今後こういうことがもし我々に対して提案されたときに、そこら辺が不安なままで議決せにゃいかんとか、それともこれは特別な例であって、こういうことが理由でこうでしたという説明があれば、今見ておられる町民の方たちも納得できると思うんですが、議会で出された条例について議決していながら6年全然できなかつたというのは、これは異常なこととは思われませんか。これがごく普通にやられておるわけじゃないでしょう。そこを確認して終わりたいと思うんですが、どうですか。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

確かに議員が言われるように、その施行日が決まった以上はそれに合わせながら我々も仕事をするのは当然だと、これは考えております。

それで、今申しておりましたのは、やはりいろいろなほかの地域との、市町とのことも考えながら、そこら辺も見てというふうなことであったわけですけれども、それはまた、本来ならうちのうちでそこら辺は決めてもよかつたんじゃないかということはまた思っております。

ですから、今後はこういうことがないように、極力早目早目にできる分はやっていきたいとも考えておりますし、今先ほど担当課長が申し上げましたように、期間をとったのも、それからおくれたことも、やはり公平性を考えた上での早く申請された方には云々と言うても

いかんからというふうなことで、最近になって調査をしてしまったという事実でございますので、今後はこういったことがないように極力努めてまいりたいと思います。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

副町長から立派な答弁をいただきましたので、これで私の質問は終わりたいと思います。

○議長（坂口久信君）

暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時4分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

3番通告者山口巖君、質問を許可します。

○2番（山口 巖君）

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をいたします。

今回の質問は、農業問題について2点質問をいたします。1点目は荒廃地対策について、2点目はかんきつ農業経営救済方法について、以上2点であります。

まず、1点目の荒廃地対策についてであります。荒廃地については、太良町同様、全国の大半の市町村が抱えている問題の一つであり、簡単には解決できない大きな問題の一つではないかと考えます。この太良町におきましても、平成20年度の調査では315町の面積が耕作放棄地として報告されたところであり、近年の農業情勢を見ても、肥料、農薬を初め、生産資材の高どまりに加え、景気低迷による農業生産物の価格の下落、それに太良町の農業従事者の年齢等を考えてみますと、耕作放棄地が過去の統計よりもっと早いスピードでふえるんじゃないかと心配しているところであります。この流れをどうしてとめることができるのか、本当に大変心配し、考えているところで、今回の質問をいたします。

大半の農地が傾斜地の畑作農家が多い太良町の果樹園の耕作農地が全体の約7割を占め、やはり果樹園対策が急務であり、また太良町の地形に合った太良町独自の対策が必要かと考えます。

まず1番目に、太良町の耕作放棄地について町長の考え、そして2番目に、昨年農地法が改正され、12月15日に施行されました。内容については、チラシ、説明書など見てみますと、これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保する。また、農地の所有者よりも利用者へと、こういう大きな見出しが書いてあります。耕作放棄地対策に取り組む国の姿勢に大きく期待するところであります。今年に入って、太良町農業委員会も研修なり勉強なり、いろいろとされていると聞いております。この時点でこんな質問は少し早いような思いもありますが、

答えられる範囲内で結構であります。これまでのいろいろの農地法改正による取り組み、また、新しい農地法による太良町の荒廃地防止につなげるどんな事業があるのか、お答えをお聞きいたします。

○町長（岩島正昭君）

山口議員の1点目の荒廃地対策についての1番目、耕作放棄地の対応についてお答えをいたします。

太良町の耕作放棄地は、山間の急峻な地域を除けば、そのほとんどが樹園地でございます。先人の多大な努力によって昭和30年代に活発に開発されたミカン園でございますが、昭和50年ごろから生産過剰となり、価格も下落の一途をたどることになりました。現在では、農家の高齢化や後継者不足、さらには消費者の消費動向の変化等により、ミカン生産を行わない園地がふえ、耕作放棄地となっている状況でございます。また、本町の地形的特徴であります各峰々の斜面を利用した狭小な階段状の農地は、機械化の困難さや転換作物の導入等によって大きな障害となっております。

さらに、これらに対する町としての具体的な対応策としましては、中山間地域等直接支払制度への取り組みの推進や有害鳥獣対策としての移動放牧の拡大等による耕作放棄地の計画的解消に努め、活用すべき農地の確保を図るとともに、農業委員会活動による営農再開への働きかけを地道に行いながら、農地としての利用が困難となった土地につきましては、地域の状況等により、林地化や景観形成作物の作付など、農業生産以外の用途への転換を図ってまいりたいと考えております。

次に、2番目の農地法の改正に伴う農業委員会の荒廃地対策への取り組みにつきましては、農業委員会事務局長に答弁をさせます。

○農業委員会事務局長（藤木 修君）

農地法の改正に伴う農業委員会の荒廃地対策への取り組みについてお答えします。

議員御存じのとおり、昨年12月に改正農地法が施行されました。これは長期的な世界の食料不足が懸念される中、我が国の食料供給力を維持、向上させるため、農地の減少に歯どめをかけ、農地の有効利用を進めていこうというもので、農地転用の規制強化や耕作放棄地対策、さらに貸借による一般企業の農業参入、委任・代理方式による面的な農地集積対策など、質、量ともに農地法制定以来の大改正となっております。

この中で、耕作放棄地対策として、農業委員会が毎年1回、農地の利用状況調査を行うことが義務化されました。耕作放棄地の所有者に対して直接指導を行うこととされました。さらに、農地法運用通知において、その指導内容が示され、所有者みずから耕作を行う意思を有する場合、関連する農業団体等と連携し、栽培作目や技術などを含め、耕作再開に向けた指導を行うこと。所有者みずからが耕作を行うことが困難な場合には、地域の担い手への貸し付けの指導等、農地のあっせんに努めること。これら以外については、畜産農家との連携

による放牧の実施や農地利用集積円滑化団体に貸し付けの委任申し出を指導すること等とされています。

農業委員会としましては、これらの趣旨を的確に踏まえ、必要性の高いものから順次、農地利用状況調査を実施するとともに、耕作放棄地の所有者の個別の事情等に十分配慮しながら、可能な限りその解消に努めてまいります。また、耕作再開が見込めない、農地としての条件不利地につきましては、植林による非農地への誘導や、また新たな解消方法の確立について引き続き検討を重ねてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、これらの取り組みを進めていく上においては、関係団体との連携を密にし、最新の情報の収集等に努めながら、的確な指導の実現につなげてまいりたいと考えております。

○2番（山口 巖君）

まず初めに、20年度調査による荒廃地面積は315町と報告されているところであります。それについて、315町についての今までの取り組み、それと調査方法が変わったということで、数字も幾らか変わっておりますけれども、今後の調査はどちらの調査でいくのか、その2点、説明をお聞きします。

○農業委員会事務局長（藤木 修君）

お答えいたします。

20年度に町内全体の調査をいたしました後の耕作放棄地の解消実績について申し上げます。

平成20年度につきましては、営農再開として10筆2万1,130平米、放牧の実施で30筆の13万5,598平米、それから植林で7,230平米、計45筆の16万3,958平米が解消されております。

今年度、21年度におきましては、営農再開といたしまして9筆の1万4,448平米、植林で8筆の8,356平米、それから現在実施中ではありますが、片峰地区の放牧で約3万平米、合計5万2,804平米が解消になっているところでございます。

それから、今後の調査と申されましたことについてでございますが、法的になされるものは5年に1回の農業センサスでございます。それから、平成20年度の一筆調査については、今後、毎年追跡調査をするというふうな計画でございます。

以上です。

○2番（山口 巖君）

先ほど町長、局長の答弁の中にありましたように、耕作放棄地の太良町の地形を考えてみますと、やはりもとの姿に戻すという観点から、そしてまた、それにかかる費用も考えてみますと、植林の推進が、私個人としては望ましいと思うところであります。しかしながら、やはり必ず隣接する農地等があります。その中に若い人たち、そしてまた一生懸命ミカンづくり、また園芸作物なりをつくっている農家の方が隣におる、そういうときはなかなか植林というのも簡単には進まない、こういうことが実態じゃなかろうかと考えます。

そんな中、今度新たな農地法の中で農地利用集積事業、これが新設されたわけでございます。事業報酬として反20千円とか書いてありますが、この事業が太良町では一番取り組みやすい事業の中の一つじゃなかろうかと考えるところでございます。そこで、この事業の内容と取り組み方あたりの考えをお聞きします。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えします。議員御指摘の件については、農林水産課のほうの担当部署でございますので、私のほうからお答えいたします。

今回言われるのは農業経営基盤強化促進法の改正でございまして、これは農地の保有リスクを回避しつつ、地域内の農地を一括して引き受けて、まとまった形で担い手に再配分を行う仕組みの農地利用集積円滑化事業ということで今回創設されております。議員御指摘のとおり、太良町の耕作放棄地対策の一つとして大いに期待できる事業ではないかと考えております。

この農地利用集積円滑化事業では、農地所有者から農地の貸し付け等について委任を受けて、その者に代理して貸し付けなどを行う農地所有者代理事業を新たに位置づけたほか、実施主体により農地売買等事業や研修等の事業が行えるような措置がなされております。今、太良町段階では農地利用集積円滑化団体となる実施主体をどの組織にするか選ぶ必要があり、その組織の対象となる団体、いわゆる市町村が中心となって農業委員会とか農業協同組合、土地改良区等の関係機関、関係団体と検討協議を行い、早目に実施団体の選定を行わなければならないと考えており、今後とも農林水産課並びに関係機関及び関係団体と連携をとりながら、この事業に取り組んでいきたいと今のところ考えております。

以上です。

○2番（山口 巖君）

やはり今説明がありましたように、太良町に合った事業じゃないかと考えるところであります。一番求められるのは、やはり早目の組織づくりじゃないかと、私たちも期待しているところでございます。ただ単に計算しましても、50町の農地を集積できれば10,000千円の事業報酬、交付金があるわけですから、無駄な事業じゃないと考えるところでございます。

それでもう1つ、農地法が変わりますということで、農業委員会よりこういうふうなチラシを町報に載せていただいております。絵も入ってわかりやすいチラシかなと思って感心しているところでありますけど、このチラシの中で一つだけわからない点というか、もう少し突っ込んでお聞きしたいと考えるところであります。

というのは、遊休農地に対する指導強化ということでございます。年に1回、委員さんたちが回られ、調査し、そしてまた、指導し勧告すると、こういうふうになっております。しかし、いろいろの条件で勧告だけで果たして荒廃地対策が解消になるのかと私考えるところであります。その中で、指導し勧告するとなっておりますが、この勧告された後、何か罰則と

かペナルティーあたりがあるのか、そこのところをまずお聞きします。

○農業委員会事務局長（藤木 修君）

お答えいたします。

今回、農地法改正に伴って遊休農地、耕作放棄地を有効利用するための指導を含めた取り組みの流れについて御説明したいと思います。

先ほど申し上げましたように、農地利用状況調査を農業委員会が毎年必ず行うことが義務化されました。それに伴いまして、遊休農地を見つけた場合には、農業委員会が直接その所有者等へ指導を行います。その指導に従われなかった場合、その場合には農業委員会が遊休農地である旨を所有者等へ文書で通知をいたします。そして、その通知と同時に、所有者等から農地を利用することを具体的に示した計画書の提出を求めます。計画書が不適切な場合、あるいは提出されなかった場合には、農業委員会が所有者に対してだれかに貸すなどの必要な措置をとるよう勧告をします。これが議員が先ほど言われた勧告という部分でございます。この勧告に従われなかった場合が、農業委員会が遊休農地を利用したい者、これは具体的に申し上げますと、先ほど農林水産課長からありましたように、農地利用集積円滑化団体ということになりますが、この利用したい者に利用できるように協議を行わせるという手順になっております。この協議が不成立の場合、最終的には佐賀県知事に申請を行い、知事より裁定をしてもらって、その農地利用集積円滑化団体に対する特定利用権が利用できるように、つまり正式に普通の農地法でいう申請等はしなくても、その裁定によって契約が結ばれたものとみなされる、そういう仕組みがつくられております。

以上でございます。

○2番（山口 巖君）

この関連でもう1つ、太良町の農地にも大分この問題の不在地主ですね、こっちに地主さんがいない、利権者がいないという、この不在地主に対しての対策はこの遊休農地ではどういうふうに処理されていますか、答弁を。

○農業委員会事務局長（藤木 修君）

お答えいたします。

先ほどの勧告等々の仕組みと同じなんですが、相手がないということで、相手がわからないということで、若干簡単な手続になっています。所有者がわからない場合、まあ不在地主でも相手がわかっているならば、当然その方と交渉するべきですけれども、相手がわからない場合には農業委員会がその農地が遊休農地である旨を公告すると。公告があつてから農地利用集積円滑化団体等が知事に対して、先ほど申し上げた裁定を申請する、公告があつた段階で、いきなりもう知事に対して裁定を申請すると。知事はそれを受けて、遊休農地が申請者が利用することが農業上の利用の増進のために必要かつ適切であると認めるときは裁定を行う、それで利用権の設定ができるというふうな仕組みが創設されております。

以上です。

○2番（山口 巖君）

それと、町長も幾らか話はお聞きとは思いますが、西部コロニーさんあたりが芋または野菜ウリと、いろいろ品種を設定して、農家に栽培管理を委託しているというか、そういう事業に今取り組んでおられるところでございます。ということは、今そのメンバーの中にも農地を持っていないというか、そういう余裕がないというような、そういう人たちも何か体づくりというか、健康づくりというか、ああいうふうに参加されている人たちも現にいらっしゃいます。そんな中で、これは多分賃借になろうかと思いますが、そういう人たち、そしてまた、今建設業界の人たちもいろいろと農業のほうを営んでいただいて、そしてまた、こう見てみますと、後ろにおられる川下議員を初め、立派に農地を管理し、また農業委員会もかえって助かっているんじゃないかと考えるところでございますけれども、そういう他業種というか、ほかの業者さんたちの今までの賃貸、あるいは売買によるトラブルか、問題か、そういうことはあっているのか、その辺のところから先にお尋ねいたします。

○農業委員会事務局長（藤木 修君）

お答えいたします。

直接のトラブルの発生というものについては、我々は聞き及んではおりません。

以上でございます。

○2番（山口 巖君）

多分そうかと思いましたが。実は、コロニーさんにしろ、建設業者、4業者ぐらいおられますかね、道も自分たちで払って、立派に本当に管理していただいております。そういうところを考えてみますと、そういう人たちの賃貸、売買の両面からも推進というか、働きかけをして、そういう人たちに管理していただくという、こういう方法も一つの方法じゃないかと考えるところでございます。先ほど申し上げましたとおり、この農産物価格低迷ということで、なかなか農家だけの農地の維持管理というのは厳しいものがございます。そんなところを含めて、やはり指導なり取り組みあたりをしっかりといただければ、もっと荒廃地対策の解消につながるんじゃないかと考えるところでもあります。

それと、いつも考えているところでありますが、やはり荒廃地対策というのは、この対策、方法等はいろいろあるかと考えます。そんな中で、耕作放棄地対策というよりも、耕作地を耕作放棄地になさない、そっちのほうの対策がかえって有効じゃないかと考えるところでございます。

いつですか、副町長あたりの年代と聞いておりますが、以前、田直し事業ということをやって、大型圃場整備あたりについていけない地形の方々が大分助けられ、そしてまた、今見てみますと、そういう自分で幾らかの資金を投入した農地というのは大事に管理されているようなことでもあります。そんな中で、ミカンの価格の低迷ということを考えてみますと、田

直し事業に似た、ミカンを中心とした跡地ですね、こういう事業が、厳しい折ではありますが、何かの手助けを行政からしていただける形の方で、そういうところを考えますと、どうですか、副町長にあえて答弁を求めます。どうですか、田直し事業、大分農家の方も喜ばれて、今も大分助かっていると思うんですけど、これを畑地の田直しとした場合は、畑地を直して狭地をどうするのか、こういう考えができるものかできないものか、取り組むのは別です。ということは、私が言っているのは水田の場合は水路を引かにやいかん、水を引かにやいかん、そしてレベルにせにやいかん、底盤を打たにやいかんと、相当の経費がかかります。畑地の場合は幾らかの勾配というのもとってもいいし、そういうことを含めて、そういう考えというか、どのくらい反当たりかかるのかという、試算でもしていただければと考えるところですけども、ちょっとお考えをお聞きします。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

先ほど山口議員言われましたとおり、田直し事業は、私が当時土地改良課長のとき実は実施した事業でございます。当時、事業費で221,000千円余り、そして補助率を70%というふうなことで決めまして、反当事業費も1,000千円という限度を決めておりました。その関係で、補助金は155,000千円ほど、約29.5ヘクタールをやったわけです。そのときの反当事業費といたしましては、トータルで見ても約750千円ぐらにかかっていると、田直し事業のときはですね、ということでございます。

そして今、樹園地についてですけど、当時も実は畑についても、樹園地等についてもできないのかという話も若干出てきはしておりました。しかし、そのときは何せこういった田直し事業をやっていた関係で、そこまで事業費も、補助も町のほうでは財政的にも厳しいというようなことでやっておらなかったわけですけども、一つだけやっぱり問題があるのが、先ほど議員も言われるように、太良町は急傾斜のところが多くて、例えば、途中の1人分が1反ぐらいを整備したとなったとき、その排水対策ですね。ただ、樹園地あたりは下のほうがされなかったとき、例えば、きれいに園をされていたとき、上を整備したために下の方に迷惑がかかるというふうな状況もなきにしもあらずといったことで、大分そこら辺も検討したわけですけども、あとのですね、やはり今議員が言われるように、確かに今つくっているのが荒廃しないようにするのがまず第一のあれではないかというふうなことで考えてはおります。ですから、そこら辺については町長のほうと、また担当課あたりとも協議をしながら、どういった形でできるのかできないのか、そこら辺を含めて検討させていただければと思っております。

何かあったら、後だって町長のほうからもあろうかと思っておりますけれども、以上です。

○2番（山口 巖君）

というのは、やはり先ほど申しましたように、厳しい財源の中です。ただ単に進め

て、また耕作放棄地と、こういうことも十分に考えられます。

そんな中で、一つ提案ですけれども、そうした場合、いろいろその地区を設定してモデル地区を1カ所だけやる、大浦地区と多良地区とか、そういう考え方で取り組んで、要望する地区があった場合は、計画書を練ってもらい、何を栽培するのかとか、いろいろな諸条件あたりを聞いて、一番最初に取り組んでいただければと願うのは、やはりモデル地区をつくって、大浦地区の場合は芋あたりが糖度が高くなっておいしいとか、やっぱり地区地区でも幾らかの土壌条件、気象条件が違いますから、そういう考えをして、モデル地区だけでもして、町全体として取り組むべきか、ちょっと考えるべきか、そういう案もあるんじゃないかと考えるところであります。町長の答弁をそのところお聞きします。

○町長（岩島正昭君）

この荒廃地対策につきましては、少子・高齢化で、ほとんど耕作上の利便性が悪い階段耕作等々がほとんど荒廃地になっている状況でございます。現在、農業委員会等々にも指示をいたしまして、まず太良町全体の荒廃地の位置図ですね、例えば1畝とか2畝じゃなくして、まとまった位置を地図上に落として、それから対策に入ろうということで、今地図の集成を行っておりますけれども、まずは今議員おっしゃるとおりに、これは畑作ですから、できれば大浦地区にモデル地区をつくりたい。というのは、どういうことで大浦かといいますと、今大浦地区にダムがございます。あのダムを利用した畑作が、何か、露地野菜等々をまず奨励したいということで、樹園地の基盤整備事業という形を取り入れて、補助事業でやりますと、どうしても導水路、さあ何反区画以上あらにゃいけんというふうな縛りがございますから、以前、今議員おっしゃるとおりに、田直し事業も補助事業じゃなくして単独事業で皆さんたちが利便性のいいように整備をしていただいたというふうなことで、この樹園地につきましても、導水路、皆さんたちの傾斜の方向とかなんとかいろいろありましようから、そこら辺を皆さんたちは計画をして、補助という形をとりたいというふうに思っております。

以上です。

○2番（山口 巖君）

どうもありがとうございました。

やはり今の状況を考えてみますと、厳しい農業というのはずっと続くんじゃないかと覚悟しているところがございますけれども、行政が何か事を仕掛けなければ、もう農家はついていくことはできないと、こういうのははっきりした現状でございますので、ひとつその辺のところを何とか努力していただければと考えます。

それでは、2点目のかんきつ経営農家の救済についての質問であります。

この問題は2点通告しておりましたが、関連ですので続けて質問させていただきます。

21年産ミカン は表年であり、全国的な豊作期に加え、百年に一度と言われる大不況の中で買い控え等も重なり、今までに経験したことのない低価格、低迷の中で、厳しい販売が今な

お続いているところでもあります。農家全体を見てみましても、畜産農家、イチゴ栽培農家を初め、大半の農家が価格低迷で厳しい経営には変わりはありませんが、年々下がる農産物価格による減収分は、主人みずからが労働報酬を削り、また奥さん、また後継者、家族の方々の労働報酬を削って今日まで経営を続けてきたわけであります。しかし、今年の場合にはもう削る労働費も出ないというのが現実で、そういう声も多くの農家の人たちからお聞きます。それに加えて、今回は有明海のノリの冷凍網の収穫枚数が多良地区を中心に極端に少なく、多くの被害が出たと聞いております。この1次産業全体が厳しい中で、町のほうもいろいろと検討されているようで、今度の議案のほうにも上がっておりましたが、そのようなところをもう少し詳しくお尋ねをいたします。

○町長（岩島正昭君）

次に、2点目のかんきつ経営農家の救済についての質問にお答えをいたします。

まず、資金融資についてでございますが、平成21年産ミカンの販売状況は極めて厳しい状況にあると認識をいたしております。価格低迷の主な原因としましては、経済情勢の悪化による消費の低迷が大変大きかったのではなかろうかと推察しております。21年産ミカンを初め、カキ、リンゴ等の果物類や野菜、肉類などの農産物全般にわたっての不振は、1次産業が基幹産業である町にとって大きな痛手となり、農家の営農意欲の減退を危惧しているところでございます。

そこで、価格低迷による農家の再生産の手助けとしまして、平成9年産ミカン及び11年産ミカンと同様の資金融資を緊急対策として、かんきつ経営農家を対象に再生産資材等の購入を目的とした低金利の融資、いわゆる利子補給を提案するため、今議会に所要の条例改正と予算を計上しているところでございます。

次に、かんきつ農家以外の救済については、今回、太良町農林業振興資金の要綱を改正し、事業の種類をかんきつから園芸作物に拡充して、すべての農家を対象とすることとしております。また、今年産のノリの生産につきましては、冷凍網期における有明海西部地区の栄養塩不足は深刻で、大浦支所では結果皆無、たら支所では大幅な減収が見込まれております。このような状況の中、佐賀県信用漁業協同組合連合会理事会でプロパー資金による、ノリ養殖不作に伴う緊急対策資金が創設され、その資金の利子助成を太良町に要請され、太良町の支援を要望されており、町といたしましては、その内容について検討しているところでございます。

以上でございます。

○2番（山口 巖君）

条例、そしてまた要綱等を改正して取り組んでいただくということで、救われる農家も大分喜んでいるんじゃないかと考えております。

そんな中で、このミカン経営農家、一番厳しいのはやはり農外収入を全くほかから当てに

していない、ミカン生産だけで生活している専業農家が一番厳しい状況にあるように感じる
ところがございます。

その中で、一つだけお聞きしたいというか、どういうふうなことでこうなっているのかと
いうことで、この条例の中に8反以上と、収入の場合は50%を農業収入で、あとの50%はミ
カンと、こういうふうに要綱はなっておると思いますけど、この8反というのはどうい
うところでこの8反が出てきたのか。どう考えてもちょっとわからないということで、その8反
という説明をお聞きします。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えします。

これについては、事前に農協の事務方とも協議はしておりますけれども、その中でも一応
8反という面積要件というのは出ましたけれども、基本的に太良町の農業の歴史を見ますと、
やっぱりミカン産業が基幹産業として発達しておりまして、8反というのが、今回は先ほど
も議員御指摘のとおり、ミカン専業農家の救済というの若干含まれております。確かにミ
カン専業農家が非常に経営の増進に苦慮されているという点からも、平成9年産、11年産、
ずっと遡及すれば昭和48年にこの条例ができておりますけれども、基本的に8反というのが
面積の最低基準ではなかろうかということで、その8反の基準を設けられた経緯について、
私ちょっと存じませんが、農協のほうとも協議をした結果、問題なかろうということ
で、今回その面積要件については改正はしておりません。

以上です。

○2番（山口 巖君）

農家代表との話し合いということでわかりはいたしました。

それでもう1つ、条例、要綱の中で1つだけお尋ねいたします。

この条例、要綱の中の損失補償の中で、実融資総額の2分の1を限度として町が補償する
と、こういうふうな文言が入っております。それで、こういう例が過去の貸し付けにあった
のなかったのか、その辺をお尋ねします。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えいたします。

利子補給の推移についてでありますけれども、かんきつ経営資金については、平成9年産、
11年産、調査しておりますけれども、この資金については全部完済していただいております。
既に終わっております。最近発動しております太良町農林漁業振興資金、これについても貸
付金の滞納というのはあっておりません、今のところ。

○2番（山口 巖君）

やはり金融機関がしっかり調査して、確実に、そして的確に融資を行ったということでご
ざいます。しかし、逆に言ったら、裏を返せば、これは貸し渋りともとらえかねないという

ことでございます。ということは、過去の予算を、大体いいところで7割ぐらいを執行している、悪いときは、せっかくこれだけ町が手を差し伸べても半分しか恩典に預かる農家がなかったというのが過去の実績でありますから、やはりそうしたときは、今農家だけじゃなくて、中小企業、ある程度新聞報道を見ますと、金融機関の貸し渋りというのを大分目が向けられているところがございます。しかし、簡単に条件を変えてもまた不良債権として返ってきますからね、そういうこともあります、やはりせっかくこれだけ町も厳しい財源で手助けするんですから、その金融機関にもどのくらいの件数がある、どのくらいの人があるの、その恩典を受けられたのか。その受けられなかった人たちの——人というか、今は個人情報等もありますから、どういうことで受けられなかったのかぐらいの、ちょっとした情報でも行政のほうに、町のほうに流してもらえば、今後またいろいろな条例、そして要綱等も考えられるということにもつながりますから、ただ単にこれだけ出ましたじゃなくて、そしたらどのくらいの申し込みがあったのか、どういう事情でその人が恩典を受けられなかったのか、そのくらいのは個人情報まで突っ込まないんじゃないかと私は考えるところですけど、その辺の対応はこの場合できますか、ちょっと今のところの考えをお聞きします。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えします。

議員御指摘の件については、十分認識はしております。今回、JAの代表理事と果協のほうから一応町長のほうに、こういうふうな資金の融通について御相談にいられて、特に金融機関である佐賀農業協同組合、こっちのほうからも、理事のほうからも、過去にこういうふうな資金を発動しているけれども、基本的にいわゆる簡単に言えば保証人さえ立てられない状況の中で云々ということで、保証人を立てるのに大変とかなんとかという実質的な貸し付けにつける条件等についても、事前にそこら辺のことも検討して、今回、今のところ方針として保証人の問題については、例えば、果協の場合は果協で、団体に保証するとか、あるいは農協の場合はミカン部会ですというふうなことで、できるだけ農家救済をしようということで、今現在検討していただいているところがございます。ですから、今回、議決した後は、実質的な契約書によってその辺もJAと密にして、できるだけ救済をしたいという思いで交渉していきたいとは考えております。

○2番（山口 巖君）

やはり町の思いをせっかく苦しんでいる農家に、一人でも多く伝えるということも貸し渋り対策の一つの方法じゃないかと考えるところがございます。

最後になりましたが、漁業組合からの要請があったと聞いておりますが、説明がありましたが、組合のほうも昨日あたりで大分要望を取りまとめ、件数、金額あたりも出ているようでございます。もしこの要請を町が受けるとしたならば、どういう対応を考えているのか、考えをお聞きします。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えします。

御質問の件については、実は3月2日に要望書が町長あてに出ております。それに至るまでの経緯として、以前から栄養塩不足による冷凍網の漁獲については、答弁の中でも答えておりますとおり、大浦のほうでは皆無と、たら支所のほうでもほとんど見込めない状況というふうな状況になっておりましたので、漁協は漁協として、有明漁連として県の信漁連と、あるいは佐賀県と三者で協議をいたしまして、この対策について協議をされて、どうもその中で今回受けた地域が限定されております関係で、どうしても——詳しくはわかりませんが、不調に終わったと。例年は県のほうが主導して漁協と信漁連と協議をして、町のほうには地元市町負担ということで補助金ということで例年対応はしておりましたけれども、今回は一応信漁連は信漁連として支援をして、町にも若干の支援をということでされておりますので、基本的に今後具体的な方法、具体案については今後協議を詰めていきたいと考えております。

○2番（山口 巖君）

どうもありがとうございました。

いろいろ最初から1次産業の苦しみというか、現状を話してきたわけでございます。やはり1次産業は、はっきり言いまして、どんなに一生懸命働いても、農家がつくった生産物、材木も含みますが、大半のものが生産者が値段が幾らと、こっちから提示するわけにはいかないわけですね。そういうことはできないわけです。やはり買う人が幾らだと言われたら、はいと差し出さなきゃいかんのが今の1次産業の状況であります。そういうギャップがありますから、やっぱりこのデフレというのは物すごくこの1次産業には目の当たり、強い風になるうかと考えるところでございます。

しかし、23年度は畜産、そしてまた果樹等も戸別所得補償に入るということでございますので、次回のときに戸別所得補償あたりの取り組みを聞いて、今回は質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（坂口久信君）

昼食のため暫時休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後1時 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

4番通告者川下君、質問を許可します。

○6番（川下武則君）

議長の許可を得ましたので、通告書ののっとり質問をさせていただきたいと思います。

まず1番目、太良町の障害者福祉施策の内容とその取り組みについてであります。

これが、実は先月、私もしおさい館のほうで障害者のやつを研修いたしまして、非常に障害者の方が不便な思いをしているとか、いろんなことを学びまして、今回質問をさせていただきたいと思います。

太良町では障害者の方へのいろんな福祉事業を展開されていると思うが、どういう経緯で事業を計画し、実施されているか、それをお聞かせ願いたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

川下議員の1点目の、太良町の障害者福祉施策の内容とその取り組みについての質問にお答えをいたします。

太良町では、太良町総合計画で「安心・たら 健やかな福祉のまち」を基本理念に掲げて、「町民の理解と地域での支え合いにより、障害者、障害児の皆さんの自立と社会活動への参加を支援するとともに、保健・福祉サービスの充実など、障害者の皆さんが誇りを持って生活できるまちづくり」を基本方針として福祉のまちづくりに取り組んでいるところでございます。

さらに、障害者基本法第9条第3項と障害者自立支援法第88条第1項に基づき、太良町障害者長期計画及び太良町障害福祉計画を策定し、「誰もがきらめくまち・太良町」を基本目標に、庁内推進体制の整備はもとより、国や県、近隣市町村や関係団体、住民との連携を図りながら計画の総合的な実施に努め、障害者福祉施策を推進しているところでございます。

具体的には、障害者に対応した保健・医療体制の整備を目指して、医療費助成制度の実施、難病患者への支援、精神保健福祉施策の推進に努めております。

また、障害者福祉サービスの充実を目指して、障害者自立支援法の周知や地域生活支援事業の推進、介護給付に係るサービスの推進、訓練等給付費に係るサービスの推進、補装具事業の実施、自立支援医療の給付、介護保険事業及び高齢者保健福祉との連携、各種障害者手当等の支給、経済的負担の軽減など、この計画に沿って町民すべての参加と協力のもと、施策の推進に取り組んでいるところでございます。

事業の実施に当たっては、国・県の制度や助成を有効に活用しながら、より充実した障害者福祉サービスの提供に努めているところでございます。

以上でございます。

○6番（川下武則君）

太良町ではいろんな障害者の方への福祉事業を展開されていますが、具体的にはどういうものをきちっとやっているか、担当課長にお尋ねします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

身体障害者福祉事業の主な事業に基づきましてお答えをいたします。

まず、人工肛門造設者の補助金といたしまして、人工肛門造設者の方のストマ購入費の一部の助成を行っております。平成20年度の実績では11名の方に助成を行っております。

それから、福祉タクシー利用助成事業というようなことで、障害者の方の生活圏の拡大及び社会参加の推進を図るというようなことで、タクシー券の一部助成を行っております。平成20年度実績で112名の方に助成を行ったところでございます。

さらに、障害者自立支援医療費というようなことで、体の不自由な部分に医療を加えることによって、その障害の除去を図ったり、または軽減をして、日常生活や職業生活に適應するよう改善する医療の助成でございます。これは指定の医療機関で受けた場合に該当になるということになっております。平成20年度の実績では80名の方に助成を行っているところでございます。

それから、身体障害者の方、児童の方の補装具の交付の修理費というようなことで、身体障害による障害部位を補う補装具ですね、車いす、あるいは補聴器や義手等、それらの助成を行っております。平成20年度の実績では11件、そのうち3件が修理というふうになっております。

それから、重度心身障害者医療助成事業というようなことで、重度の障害者の医療費の助成を行っております。平成20年度の実績では315名の方に助成を行ってきたところであります。

それから、重度身体障害者日常生活用具給付事業というようなことで、障害者の方の日常生活における障害の軽減を図るために、日常生活用具の給付ということで助成を行っております。平成20年度の実績では延べ件数で213件というふうになっております。

それから、難病患者等の日常生活用具給付事業というようなことで、難病患者の方の日常生活における障害の軽減を図るというような目的で、特殊寝台や入浴補助用具、または歩行支援用具の助成を行っております。これは平成20年度実績で延べ213件というふうになっております。

それから、身体障害者の短期保護事業というようなことで、町内の老人福祉施設を利用して、短期での施設利用を行っております。平成20年度の実績では1名の方が御利用をされております。

それから、小児慢性特定疾患時の日常生活の用具の給付事業費というようなことで事業を行っております。これは平成20年度につきましては、実績がございませんでした。

それから、地域生活支援事業費というようなことで、コミュニケーション支援事業、これは手話通訳の派遣事業でございます。昨年度は1件の実績がっております。

それから、障害者の社会参加推進事業補助というようなことで、自動車運転免許取得の助成、あるいは自動車の改造助成というようなことで実施をいたしております。平成20年度で

は、自動車の改造助成が1件、利用がっております。

それから、障害者等の日中一時支援事業というようなことで、障害者の方の施設、これは宿泊はありません。日中施設を利用していただく制度でございます。平成20年度の実績では2名の方が利用をされておまして、延べで441回利用をされているところでございます。

最後に、障害者自立支援給付費というようなことで、障害者の方の自立の支援を行う事業でございます。居宅で私生活をされている方や、各施設等で生活されている方の訓練と生活の支援を行っております。これが平成20年度の実績で、延べで1,273名の方に助成を行っております。

以上が障害者の方への主な福祉の事業でございます。

○6番（川下武則君）

丁寧なお答えありがとうございます。

それで、何で今回この質問をしたかといったら、障害者の方は割と自分が思っている言葉をきちっとお願いができないとか、満足度といいますか、障害者の方のその話を聞いたところ、いや、まだよその市町村やったらこうだとか、よその県だったら、もうちょっとこら辺が充実しているとか、長崎県のほうに——私も小長井のほうにちょっと親戚がいまして聞いたら、やっぱりそこら辺でも多少、長崎県のほうが福祉に対してそういう充実度といいますか、満足度といいますか、そういう部分があるように見受けたんですよ。今後の太良町の持っていく方向性として、こういう福祉の面に対してどういうふうな方向に持っていくか、思っておられるか、そのお考えをお聞きしたいなと思います。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

長崎県、あるいは長崎市、諫早市と周辺の障害福祉の事業については、詳細には私は承知をしていないところでございますが、長崎県の福祉部、あるいは長崎市の福祉部の障害福祉課ですか、事業等をちょっと調べさせていただきましたが、太良町も同様に、先ほど町長のほうから答弁ありましたように、障害者福祉計画等にのっとり障害者福祉の推進に努めておられるというふうなことでございます。長崎県と太良町、長崎市と太良町、財政とか人口規模の大小ございますが、そんなに大きな差はないと認識をいたしております。ただ、障害者の方のニーズといいますか、要望に沿った形で、足らざるところはよりよい制度に、新しい制度も含めて整理を図るというようなことで取り組んでいきたいと考えております。

○6番（川下武則君）

担当課長の誠意ある回答をいただきましたので、1点目の障害者については終わりたいと思います。

次に、2点目なんですけど、太良町が今後進む方向性について、町長のお考えを聞かせてもらいたいなと思います。

町長になられてはや3年、1期4年の最後の締めくくりに平成22年度がなるかと思しますので、町長のお考えを聞かせてもらえればと思います。

2番目に、この3年間の町政に対し、町長御自身は何点ぐらいの点数をつけられるか、満足度はどれくらいあるかということをお願いしたいと思います。

3番目に、今後の太良町の発展をどのようにお考えになられているかをお聞きしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

2点目の太良町が今後進む方向性について。

1番目、町長就任以来はや3年、平成22年度は1期4年の最後の締めくくりに年となると思うが、町長の考えはどうかについてお答えをいたします。

百武前町長の急逝を受けまして、町長選では5つの公約を掲げて選挙戦を戦い、町民の皆様の御信任を得て当選してからことしで早くも4年目となっております。任期最後の締めくくりに年ということで、これまでに行ってきた施策について十分検証し、充実させていきたいと思っております。

また、近年の農林水産業を取り巻く環境は、すべてにおいて大変厳しい状況が続いており、この1次産業を活性化することが太良町を活気づけることだと思っておりますので、現状に対して非常に憂いを持って接しております。閉塞感漂う農林水産業を何とか活気づける方策を見出すために知恵を絞っておりますが、愚策が浮かんでは消えの連続で、これぞと思う妙案がなかなか見出せない状況にあります。現在のところ、地道に努力されている生産者の後押しをさせていただいているというのが現状でございます。今後を見据えた後継者の方々の取り組みに対しては、でき得る限りの協力をいたしたいと考えております。

2番目、この3年間の町政に対し、町長自身は何点の点数をつけるかについてでございますが、懸案事項であった火葬場建設につきましては、新年度予算で建設事業費を計上し、供用開始を23年4月に予定をいたしております。

また、町立太良病院につきましては、経営形態をより機動性の高い公営企業法の全部適用に変えて、より柔軟性を持って経営を行うことに累積赤字の解消に向けて心機一転、平成22年度にスタートしたいと経営スタッフを一新して新体制で臨むよう準備をいたしております。

人口減少に歯どめをかけるという観点からは、平成19年度に定住促進条例を制定し、定住を目的に住宅の取得をされる方に対し、転入奨励金や持ち家奨励金などを交付いたしております。

道路改良事業では、平成22年度の県営広域農道の全線開通に合わせ、広域農道から国道へのアクセス道路と津ノ浦牛尾呂線の道路改良事業を行い、利便性の向上を図っております。

行財政改革におきましては、わずかではありますが好転の兆しが見えてきており、今後失速することがないように気を引き締めて取り組んでいかなければならないと考えております。

長年懸案であった火葬場建設や病院の経営問題に道筋をつけることができたという点においては及第点をつけられるのではないかとと思いますが、少子・高齢化や1次産業の振興については、決め手となる施策がなかなか見出せない状況で、これからも継続的な課題として取り組んでいかなければならないと考えております。

私自身の点数につきましては、町民の皆様の評価がすべてであり、それ以外にはないと思っておりますので、自己採点につきましては御勘弁をいただきたいと思っております。

3番目に、今後の太良町発展をどのように考えるのかについてであります。太良町は1次産業を主体とした町としてこれまで発展をしまいましたが、今のところそれにかわり得る産業はありません。地球規模での環境破壊や二酸化炭素の排出による地球温暖化により、気候変動が今まで以上に激しくなり、太良町の農林水産業に対し、今後どのような影響を及ぼすのか、先行きが非常に心配されるところであります。これまでのようにつくればどうにか売れる時代は既に過ぎ去っていると思っております。販路開拓は、農協、漁協のほかに、少量多品種をインターネットなどを駆使し、販売開拓を行っていくなど、個人での努力も必要になってきていると思っております。より付加価値の高い太良町の特産品を見つけ出し、消費者のニーズを把握した生産活動を行い、常に先を見据えた戦略が必要となってきます。行政としても、これまでの考え方から脱皮して新しい時代に即した機動性のある施策を打ち出す必要があるものと考えております。

以上でございます。

○6番（川下武則君）

答弁の中で、最後の年度で、町長自身はある程度満足されているかなと思ったんですけど、実は、私の部落でもことしはタイラギがとれて、町長がおっしゃっている「賑わい・たら一活気ある産業」ということで、タイラギがとれて非常に喜んでるところなんです。今後もこの「賑わい・たら」という部分でも、こういう水産のほうにも補助金等がきちっと決まるようにしてやってもらえたらいいかなと思っております。

あと、安心という部分で、健やかな福祉のまちということで、しおさい館のほうも、この前私もちょっと出席させてもらったんですけど、かなりの利用者があるということで、非常に喜んではいるんですけど、若い人たちの利用が少ないように思うんですけど、そこら辺はもうちょっと若い人たちが利用しやすいような環境づくりといいますか、友達同士で誘い合っているような方向性がないもんかなというふうに思いましたけど、いかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

しおさい館につきましては、今子育てで若いお母さんたちがあそこの広場に寄って、お互いの子供の子育てについて話をしておられるのは何名かおります。そこら付近と、もう1つは、今婚活事業ということで、この国の補助事業をもらってやっているわけですけども、今何名かで寄って、そういうふうな対話等をやっておりますけれども、今後は自由にあそこ

を使っただいて、自分たちがグループ、グループである部屋を大いに使っただいて、そこら付近の若者とのよりどころというふうなことで、今後は進んでいくように事務局長とも話をしております。

それと、もう1つ健康トレーニング室も今まで以上に利用者が多いわけですよ。だから、それもこの前町外にも、太良町にはこういうふうな健康トレーニング室がありますというふうな、宣伝を兼ねたPRのチラシも配っております。

以上です。

○6番（川下武則君）

次に、「広がり・たら一活発な交流のまち」ということで、広域農道のほうは、太良町のほうは、今年度で4月には開通がある程度できますけど、これがもう23年度で終わりですね。その後に、実は有明海沿岸道路が鹿島のほうでストップということ、前からいろんな場所で私お願いしているんですけど、何とか有明海沿岸道路をこの太良のほうから発信できないものかと、そういうふうに思いますけど、町長の考えはいかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

今議員おっしゃるとおりに、23年度で広域農道が全線開通をいたします。あと、残るのが、従来から国、県等に要望しておりました有明海沿岸道路、これは地域振興策の一環でもございまして、なかなかこれはもう十何年と期成会を、2本立ての期成会ということ、要望をしておりますけれども、まず、候補路線に指定をしてくださいと。それから整備区間という形で、順を追って説明等々で要望をしておりますけれども、なかなかこれができなかったということで、今後、政権が民主党におかわりになったということで、また改めて太良町のこういうふうな交通アクセスについては再度強く要望をしていきたいと、そのように思っております。

○6番（川下武則君）

次に、「きらめき・たら一学び楽しむ文化のまち」ということで、陣内先生が100点満点運動というか、生活習慣100点運動やったですか、うちの息子たちの時代からずっとやってくれているおかげで、非常にいい評価を得て、実はこの前、私も佐賀のほうに行ったら、大浦の中学校の生徒のことを非常に褒めていただきまして、何か私が褒められたみたいで非常にうれしく思ったんですけど、どこですかと言われて、いや、太良の大浦ですと言ったら、大浦中の子供さんたちは非常にいい評価をされておとぼってんということで、何でねと言われたれけん、私もようわからんとぼってん、それは陣内先生に聞かんぎにやわからんこととということで、私もしたっですけど。今後ですよ、陣内先生、この100点運動はずっと継続されるんですかね、それをお聞きしたいなと思います。

○教育長（陣内碩・君）

いい評判を聞いてこられたということで、大変ありがたいことだと思いますけれども、私

どもは今豊かな人間力形成事業という大きな事業に4校総がかりで取り組んでいるという状況でございます。その豊かな人間力形成事業の一環として、生活習慣100点運動にも取り組んでいるということでございます。それを豊かな人間力の一環というのは基本的な生活習慣の確立ということも豊かな人間力の一つなんだと。そういう意味合いで、この生活習慣100点運動を展開しているという状況でございます。まだまだ伸び代のほうはいっぱいあると思っていますので、今後も継続をしていきたいとは思っていますけれども、ただ、やっぱり同じ調子で同じように単調に繰り返していただければ成果はなかなか上がってきませんので、いろいろ知恵を絞りながら、その運用の仕方については工夫しながら継続してやっていきたいというふうに思っております。

ついでながら、大浦中学校の生徒諸君が非常にすばらしいという評判を聞いてこられたということでございますけれども、これは大浦中学校だけではございませんので、多良中学校生徒もそれぞれ多良中、多良小、大浦小の子供たちも大変すばらしい子供たちでございますので、つけ加えさせていただきます。

以上です。

○6番（川下武則君）

最後に、町長にお願いですけど、限られた予算の中で太良町の将来を見据えてやっていくのは大変かと思えますけど、いろんな面で町民が安心して豊かに暮らせるまちづくりに頑張ってもらいたいなと思えます。

私のお願いにして、質問を終わらせていただきたいと思います。終わります。

○議長（坂口久信君）

5番通告者平古場君、質問を許可します。

○3番（平古場公子君）

議長の許可を得ましたので、通告書に従って質問をさせていただきます。

今回、2点質問をいたします。

まず1点目、女性特有のがん検診事業について質問します。

(1)女性特有のがん検診事業の受診状況について、(2)子宮頸がん予防ワクチンについて、(3)がん費用の助成について質問をいたします。

○町長（岩島正昭君）

平古場議員の1点目、女性特有のがん検診事業についての質問にお答えをいたします。

1番目の女性特有のがん検診事業の受診状況についてであります。従来町が行っている検診と、今年度から始まった国の補助による検診がございまして、受診対象年齢が異なっておりますので、別々に申し上げます。

まず、町で行っている検診対象者は、乳がん検診が40歳以上、子宮がん検診が20歳以上で、両方とも偶数年齢の方となっております。

受診率につきましては、乳がん検診が対象者1,724人に対し、338名の方が受診され、19.6%となっております。子宮がん検診が対象者2,164人に対し、347人の方が受診され、16%の受診率となっております。

国の検診につきましては、対象年齢は同じですが、乳がん検診が60歳まで、子宮がん検診が40歳までと上限が設けてあり、対象者も年齢を5歳刻みで分けてあります。

受診率につきましては、乳がん検診が対象者373名に対し、107名の方が受診され、28.7%となっております。子宮がん検診は、対象者257名に対し、56名の方が受診され、21.8%の受診率となっております。

2番目の子宮頸がん予防ワクチンについてであります。子宮頸がん予防ワクチンは、頸がんの原因でもあるがん性HPVの感染を防ぐためのものであります。海外では既に100カ国以上で使用されており、日本でもようやく昨年10月に承認され、12月から販売が始まったところでございます。なお、接種回数は3回で、費用が総額で40千円から50千円程度と聞いております。

3点目のがん費用の助成についてであります。議員御承知のとおり、最近がんを発生する方が非常に多くなってきており、治療費もかなりの額になるようでございます。国では難病等については特定疾患として指定を行い、救済措置を設けているところですが、がんについては一部を除きほとんどが助成の対象とはなっておらず、町といたしましても単独の助成は考えておりません。ただ、治療に伴う保険対応分の医療費については、高額療養費の払い戻し制度や限度額適用認定証等の制度がございますので、支払いについては毎月一定額となります。また、治療が長引けば、さらなる高額療養費限度額の軽減もございます。しかしながら、長期になればなるほど負担が重くのしかかってくるので、がんにならないことが重要であります。それでももしがんが発生した場合、早期発見、早期治療を行うことにより、完全に治癒することが可能であり、医療費もさほど高額にはならなくて済むようでございます。

ぜひ、町で実施している特定検診やがん検診を受けていただき、健康に留意していただきたいと思っております。

以上でございます。

○3番（平古場公子君）

女性特有のがん検診事業について質問をいたします。

受診の啓発を図る目的で、国の補助で実施されている子宮頸がん、乳がんの無料クーポン券が配付されたと思っておりますが、この配付状況はどうなっているか、お尋ねいたします。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えします。

ただいま平古場議員の御質問の女性特有のがん検診でございますけれども、これにつつま

しては、昨年の国の第2次補正予算で急遽決まりまして、無料クーポン券の配付が決まっております。

それで、配付状況につきましては、ただいま町長のほうが答弁をいたしましたように、国の検診については——ちょっとお待ちください。乳がんが373名が対象者になっておりますので、この対象者に対して配付をいたしております。それから、子宮がんにつきましては、対象者257名でございますので、その分に配付をいたしているところでございます。

以上です。

○3番（平古場公子君）

昨年と比較して、ことしの受診状況はどうなっていますか。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

国の検診は今年度から始まりましたので、対象にはなりません、町の検診で行っている受診率について申し上げます。昨年度が219名が受診をされまして、受診率が12.5%、今年度につきましては、先ほど町長が答弁いたしましたように、338人が受診されまして、19.6%ということで7.1%、19人の増加になっております。これが乳がんでございます。それから、子宮がんですけれども、昨年度296人が受診をされまして12.8%の受診率です。今年度につきましては347人が受診をされて16%になっておりまして、3.2%、51人の増加になっております。

以上です。

○3番（平古場公子君）

受診される方の年齢は、主に何歳ぐらいが多いと思われますか。

○健康増進課長（松本 太君）

乳がんにつきましては、比較的35歳ぐらいの年齢、30歳代が多いようでございまして、ちょっと高齢の方は少ないようでございます。子宮がんのほうも最近では意外と低いようでございまして、30歳代が受診が一番多いようでございます。

以上です。

○3番（平古場公子君）

受診率はかなりちょっと低いと思うんですけど、受診率をもっと上げるべきだと思いますが、向上の方法としてどのように考えられておられますか、お尋ねいたします。

○健康増進課長（松本 太君）

確かに議員おっしゃるとおり、まだまだ受診率は低うございます。国のこの女性特有のがんの補助が始まったのがんの死亡率が一番今日本で大きいということで始まったわけなんです、町といたしましてもその受診率の向上に向けて頑張っておるところでございます。

今、町では一応対象者に通知を行います。それ以外にも保健推進員さんとかいろいろ

っしゃいますので、その辺からの受診の勧奨もお願いをいたしております。

それと年度初めには健康カレンダーの配付等々、方法は行っております。それと検診も土曜、日曜を挟めて4日間、1回目を行います。それで、それに来られなかった方に対しても、再度、未受診者に対して通知で受けていただくようお願いをいたしているところでございます。それでもなかなか受診率の向上というか、受診される方が上がらないものですから、ちょっと苦慮をいたしているところでございまして、この件については、もうちょっと他の市町あたりを見ながら勉強する必要があるかと思っております。

ただ、特定検診と町の検診は、県内では真ん中より上ということで、一応検討はしているところでございますので、検診を受けられるように議員さん方からでもどんどんPRをしていただきたいと思います。

以上です。

○3番（平古場公子君）

検診をされた方で、検診の結果が精密検査を受けなければならないと言われた方の状況はほかのがんについてもお尋ねしたいんですけど。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えします。

がんの精密といいますか、そういう検査にちょっとかかったというか、病気が発生されている方のことだと思っておりますが、平成20年度につきましては、子宮がん、乳がん、肺がん等はゼロでございましたけれども、胃がんが1名、大腸がんが3名発見をされております。今年度につきましては、子宮がん、乳がんが各1名、大腸がんが6名ということで、一応これだけの方がうちが把握している分だけでございます。町の検診等で受けられた方はわかるんですけども、それ以外の方はわかりませんが、大体うちの検診で発見した分は以上のとおりです。

○3番（平古場公子君）

全額補助でもらうということですから、ぜひ皆さん受けていただきたいと思います。

次に、子宮頸がん予防ワクチンについてお尋ねいたします。

国立がんセンター対策情報センターによれば、子宮頸がんの罹患率は20歳から40歳の女性のがんの発症率ではトップだということで、ワクチンの接種が昨年10月から実施されていますが、年齢は何歳から何歳までが対象なのか。中学生とかも言われていますけど、そのところを詳しくお願いいたします。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えします。

この子宮頸がんの接種年齢ですけれども、感染する可能性が低い10歳代前半が好ましいということになっております。年齢的には11歳から14歳ぐらいと。欧米では主に11歳から12歳

でワクチンの接種が行われておるようでございます。

以上です。

○3番（平古場公子君）

3月4日の佐賀新聞に載っていましたが、小城市では新年度から子宮頸がんワクチンの一部と小児の細菌性髄膜炎を予防するワクチン接種の一部を助成すると、県内で初めてということですが、子宮頸がんのワクチンの費用が45千円、小児の細菌性髄膜炎のワクチンが1回7千円から8千円を3回と、いずれにしてもかなりの金額ですが、半額を助成するということです。この小児の細菌性髄膜炎というのはどういう病気なのか教えてもらいたいと思います。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えします。

小城市がワクチンの接種ということで、この間新聞に載っておった件だと思います。子宮頸がんワクチンと髄膜炎の接種の補助が出ておりました。その細菌性髄膜炎というのはH i b ワクチンというんですけれども、内容がヘモフィルスインフルエンザb型菌と申しまして、乳幼児期に発症する細菌性髄膜炎でございます。このワクチンは、その髄膜炎を予防するためのワクチンでございまして、生後2カ月から5歳未満に1回、4週から8週間間隔で3回ということで計4回、単価が7千円から8千円ということで、高いときで32千円ぐらいかかります。これを一応小城市は補助をするようにしているところでございます。

以上です。

○3番（平古場公子君）

いずれにしても、かなりの金額にハンディもありますが、子宮頸がんワクチンの有効期間は推定20年とも言われています。がんにならないと思えば安いのではないかと思います。太良町でも県内2番目ということで幾らかでも助成の考えはないでしょうか、お尋ねいたします。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えします。

議員今おっしゃるように、佐賀県では小城市が初めてやるということで22年度から計画をされているようでございます。ちょっと調べてみたところ、22年度、全国で予定をされているところは、今のところ24の市町村ということになっております。まだ新年度予算等が通っておりませんので、公表はされていない時点です。もっとふえるかとは思いますが。

それで、町でも一応助成の考えはないかという御質問ですが、この件につきましては一応町長とも話をしながら、周りの状況を見ながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○3番（平古場公子君）

次に、3番目、助成の件についてはばかりで大変申しわけないんですけど、がん費用の助成についてお尋ねいたします。

太良町のがんの死亡数は年間通して何名ぐらいおられますか、お尋ねいたします。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えします。

がんで亡くなった方の死亡者数ですけれども、平成19年が35人です。平成20年が35人、平成21年が37人ということで、ちょっと内容を申し上げますと、胃がんが11人、肝臓がんが6人、膵臓がんが5人、肺がんが4人、その他11人と。最近、胃がんが非常に多いようでございますけれども、がんの発生率は、先ほど申し上げましたように大腸がんが今一番多いようでございます。ことしの2月現在で検診をいたしました結果、6名の方が一応確認をされておりますので、去年は3人だったんですけれども、倍にふえております。年齢は高齢者が多いようでございます。

以上です。

○3番（平古場公子君）

乳がんに限らず、がんの手術をすれば必ず抗がん剤が必要となります。この抗がん剤の金額を、一番安くて幾らなのか、一番高くて幾らなのか、病院事務長にお尋ねいたします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

うちの病院のがんの専門ではございませんので、ちょっと申しわけございません、わかりません。

○3番（平古場公子君）

かなり病院の先生等は金額は知んさらんとですよ。ただ、病気に応じて抗がん剤を打つということで、大変私は不思議に思っているんですけど、太良町にも抗がん剤で苦しんでいる人がかなりおられます。中には10年以上打ち続けているという方もたくさんおられます。

ある人の話で聞いたんですけど、40代でがんが見つかり、10年の間に3回手術をしたと。それからずっと抗がん剤を打ち続けている。がんの手術で痛み、抗がん剤の副作用で痛み、今ではお金に苦しんでいるということです。もう抗がん剤はやめようかと思っていると、切実な思いを話されました。

要するに、命はもてても、お金がもたないということです。インターフェロンを打っている方は肝炎法案が制定されましたので、大変助かると言われますが、このインターフェロン肝炎法案はどう変わったのか、お尋ねいたします。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えします。

インターフェロンの件ですけれども、これはB型、C型肝炎ウイルスの治療のことだと思

います。

それで、今まで物すごく高額で、大体年間で約800千円、1カ月当たり約70千円にも上がっていたということでございます。それで、平成20年度から補助があるようになっております。月額の自己負担限度額を所得に応じて決めてあります。A階層、B階層、C階層とありますけれども、一番低い人で月当たり10千円、次の方は30千円と。ある程度高額の方は50千円ということになっております。

なお、治療の医療費の助成を受けられる期間は原則として1年間になっておりますけれども、C型肝炎の場合はプラス24週ということで、トータル72週の補助があるようになっております。

以上です。

○3番（平古場公子君）

私、この抗がん剤の費用の話は早速、坂口県議に相談に行きました。坂口県議もそういう方の生の声を聞きたいということで奔走してもらいましたが、残念ながら、今のところではどの県も抗がん剤の補助はしていないということでした。

政権交代でコンクリートから人へと、大きな理念を掲げ、命を守る、命を守ると、事あるごとに鳩山総理がおっしゃいます。一日も早くこういう方の命を守ってほしいと思います。

坂口県議もこれからの課題として取り上げていくということですので、町としても国、県にしっかりと要望していただきたいと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

○町長（岩島正昭君）

このがん治療につきましては、もう相当悪化すれば長引くということも聞いております。また議員おっしゃるとおりに治療費もかさむ、本人に対してはもう苦しいというふうなことで何年となくそういうふうな人生を送っておられる方はおりますけれども、ある半面では、幾らかの助成は高額医療費の差額の分で助成はありますけれども、議員おっしゃるとおりにもう少し上積みプラスアルファという形で思いますから、国、県の動向を見ながら、場合によっては町長例会等々でもお話ししながら、佐賀県の10市10町で、合わせて国のほうにも要望するというふうなことを、今からそういうふうな会議の中でも呼びかけていきたいというふうに思っております。

以上です。

○3番（平古場公子君）

一日も早くこの方たちの命を助けていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。男女共同参画について質問いたします。

(1) 太良町の男女共同参画の基本方針について。

(2) 県内で最下位に等しいほど男女共同参画についての認識が薄いと思われるが、今後どのように推進されるのか。

(3)男女共同参画は、子供たちの教育の部門でも必要だと思いが、現在の学校での取り組みはどうなっているか、お尋ねいたします。

○町長（岩島正昭君）

2点目の男女共同参画についてお答えをいたします。

1番目の太良町の男女共同参画の基本方針については、未策定でございます。

現在、国は男女共同参画基本法に基づき、男女共同参画基本計画を策定しております。これに伴い、県は佐賀県男女共同参画基本計画を策定するとともに、佐賀県男女共同参画推進条例を策定しております。

太良町は、国や県の方針に基づき、平成22年度に太良町男女共同参画基本計画を策定する予定でございます。なお、平成22年度には太良町を初め、上峰町、みやき町、有田町、江北町が策定予定でございます。

次に、2番目の太良町の男女共同参画についての認識が低いとの御指摘と今後の推進方法につきましてお答えいたします。

太良町は人口の流動性が低く、地域の慣習やしきたりが多く残る土地柄でございます。このことが地域の連帯感や伝承芸能などについてはよい方向に作用しておりますが、反面、新しい考え方や価値観が浸透するには時間がかかる傾向にあると思います。

日本の社会には大なり小なり社会通念や慣習、しきたりなど男性と女性の固定的観念が含まれていることが多いのですが、日常生活の中で殊さら、さらにそれを問題視することは少なかったと思います。

しかし、少子・高齢化時代を迎え、生産年齢人口が年々減少していく中で、男性も女性も区別なく社会で活躍する社会をつくることは、今後の日本社会を発展させるかぎとなる考え方であると思いますので、太良町におきましても、男女共同参画の理念を普及すべく努力してまいりたいと考えております。

次に3番目の、男女共同参画についての現在の学校での取り組みについては教育長に答弁をさせます。

以上でございます。

○教育長（陣内碩・君）

男女共同参画についての学校での取り組みについてお答えをいたします。

教育分野における男女共同参画という観点から申し上げますと、学校教育においては男女平等教育の推進というものが重要であろうというふうに考えるところでございます。

男女平等教育の場として、まずは道徳教育というものがあります。道徳の時間に「思いやり・親切」、「友情・信頼・助け合い」、「生命尊重」等の主題で各学年で道徳の授業を実施しているところでございます。

例えば、5年生では、「言葉のおくりもの」という読み物資料を用いまして、男女仲よく

助け合う心情を深める授業を行っております。多良小学校の6年生では、つい先日ですけれども、講師に助産師の先生をお迎えして、「命の教育」というものを実施したところでございます。

次に、人権教育という観点から、各学校におきまして人権集会等を企画して、男女共同参画の意識づくりに努めているところでございます。

例えば、大浦小学校では、4月から5月にかけては「友達の輪を広げよう」と、そういうテーマを掲げまして、仲よくなろう大作戦運動というものを実施しております。

次にですけれども、性教育という観点からの指導もあろうかというふうに思っております。ちなみに、大浦中学校におきましては、藤津鹿島地区特別活動教育研究大会として、2年生の「思春期の発達と生命」の授業が公開されまして、大変好評を得たところです。自他の生命を尊び、異性と協力しながら、豊かな人生を築いていこうとする態度を育てることをねらいとした授業でございました。また、多良中学校におきましては、佐賀県DV総合対策センターの指導・助言のもとに、学年ごとに講話でありますとか、グループ学習でありますとかというものによりまして、異性理解や男女平等についての学習を進めております。ちなみに、1年生は11月に「命の大切さ」、2年生は7月に「事件事故を通して生と死を考える」、3年生は12月に「エイズを通して命を考える」、そういう演題で講演を聞いて学習いたしました。

次に、男女平等教育というものは、各教科でも広く学習をしているところです。小学校におきましては、理科でありますとか、生活科でありますとか、体育科、家庭科などでございまして、中学校では体育科では、例えば、心身の機能の発達、健康と環境、健康と生活等の単元がございます。理科では、生命を維持する働き、細胞のつくりと体の成長の単元があります。家庭科では子供の成長、子供と家庭等の単元がございます。

また、町内の学校におきましては、学び合い学習という手法を取り入れてございまして、そのグループ編成は男女一緒のグループになっておりますので、諸課題を解決するために男女協力して話し合ってみたり、あるいは調べ学習をしたりしているところでございます。

ですから、日常的にどの教科の授業におきましても男女協力しての学習風景というものは見られるところでございます。

以上です。

○3番（平古場公子君）

まず、(1)と(2)は関連ですので、一緒に質問をさせていただきます。

先ほど町長の答弁の中にもありましたように、平成11年、男女共同参画基本法が制定されました。男女が社会の対等な構成員として、みずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、よって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会をつくり上げようという

趣旨のもとに制定されました。

この男女共同参画というのは、非常に難しくてわかりにくく、町民に向けての情報提供と意識啓発が重要だと思いますが、太良町では男女共同参画に対しての存在感が非常に低いと思います。どのような情報提供をされているのか、お尋ねいたします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、町民の理解度が低いかと思っておりますけれども、広報とかホームページ等について、町民の方にお知らせをする。それと、今ちょうど窓口のところに掲示をしておりますけれども、これは県と共同で一緒にしておりますけれども、男性が育児をするということで、フォトコンテストとか、それとか川柳とか、そういう男性が育児にかかわる部分とか、そういうのもして、町民の方に幾らかでも啓発活動を図っているという状況でございます。

以上です。

○3番（平古場公子君）

現在、太良町には2名の推進委員さんがおられますが、この方たちは担当課のほうでお願いをされたんでしょうか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今言われたのは県の男女共同参画推進委員だと思いますけれども、うちのほうでお願いをして、太良町の方2名ですけれども、伊福の待永さんという方と亀ノ浦の末田さんという方に、そういう人権侵害とかいろいろなところであった場合について相談に乗るとか、男女共同参画の推進に努めてもらっているという状況でございます。

以上です。

○3番（平古場公子君）

この委員さんたちは、県内いろいろなイベントに参加をされ、大変努力をされております。しかし、自分たちは一生懸命勉強しても、その情報を提供する機会や場所がないんですよ。

それで、1つの案として、地域も含めてですけど、農協女性部、漁協女性部、商工女性部、もろもろの女性の組織の団体の方たちに呼びかけをして、太良町女性ネットワークというのを作り上げていくのもいいかと思いますが、やはりどうしても行政の協力を得ないと自分たちだけではできるものではありません。そういった要望があれば行政側として協力をしてもらえますか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

平成22年度は、男女共同参画の太良町の計画を策定しようということで今計画をしております。

ますけれども、そういうときでも皆さん方に御協力願えないと計画ができないと思います。今言われたようなことについても、もし、相談があれば太良町としてもしてみたいと思っております。

○3番（平古場公子君）

委員さんと各組織の代表者の方と行政が一体となればできないことはないと思います。その女性ネットワークの中でいろいろな話し合い、例えば、今問題になっている子供への虐待、夫からの暴力、今は妻からの暴力もあるかもしれませんが、そういったもろもろの相談とか問題を少しは改善されていくのではないかと思いますので、前向きに検討していただきたいと思います。

3番目、男女共同参画の理念は、子供のころから教育の場で学ばせたら大人になってから正しい認識を持つことができるのではないかと思います。学校、家庭、地域、それぞれにおいて男女共同参画の知識を学ぶことによって、虐待、暴力、離婚など、これから立ち向かう子供たちに数年後の将来像をイメージし、男らしさ、女らしさというものをしっかり学ばせていただきたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（坂口久信君）

これで一般質問を終了いたします。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時6分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 下 平 力 人

署名議員 木 下 繁 義

署名議員 所 賀 廣